

平成30年 6 月 26 日（火曜日）

第 4 号

平成30年第2回北海道議会定例会会議録

第4号

平成30年6月26日（火曜日）

議事日程 第4号

6月26日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第8号及び報告第1

号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員 (96人)

議長	101番	大谷	亨	君
副議長	70番	勝部	賢志	君
	1番	菊地	葉子	君
	2番	阿知良	寛美	君
	3番	浅野	貴博	君
	4番	安住	太伸	君
	5番	池端	英昭	君
	6番	川澄	宗之介	君
	7番	小岩	均	君
	8番	内田	尊之	君
	9番	大越	農子	君
	10番	太田	憲之	君
	11番	加藤	貴弘	君
	12番	久保秋	雄太	君
	13番	清水	拓也	君
	14番	千葉	英也	君
	15番	塚本	敏一	君
	16番	道見	泰憲	君
	17番	船橋	賢二	君

18番	丸岩	浩二	君
19番	梅尾	要一	君
20番	菅原	和忠	君
21番	中川	浩利	君
22番	畠山	みのり	君
23番	藤川	雅司	君
24番	白川	祥二	君
25番	新沼	透	君
26番	赤根	広介	君
27番	田中	英樹	君
28番	中野渡	志穂	君
29番	佐野	弘美	君
30番	宮川	潤	君
31番	荒当	聖吾	君
32番	安藤	邦夫	君
34番	佐藤	伸弥	君
35番	沖田	清志	君
36番	笹田	浩	君
37番	松山	丈史	君
38番	市橋	修治	君
39番	稲村	久男	君
40番	梶谷	大志	君
41番	笠井	龍司	君
42番	中野	秀敏	君
43番	野原	薫	君
45番	三好	雅	君
46番	村木	中	君
47番	吉川	隆雅	君
48番	吉田	祐樹	君
49番	佐々木	俊雄	君
50番	田中	芳憲	君

51番	富原 亮 君	88番	岩本 剛人 君
52番	八田 盛茂 君	89番	遠藤 連 君
53番	松浦 宗信 君	91番	加藤 礼一 君
54番	東 国 幹 君	92番	喜多 龍一 君
55番	内海 英徳 君	93番	竹内 英順 君
56番	大崎 誠子 君	94番	本間 勲 君
57番	小畑 保則 君	95番	伊藤 条一 君
58番	角谷 隆司 君	96番	川尻 秀之 君
59番	小松 茂 君	98番	神戸 典臣 君
60番	千葉 英守 君	99番	高橋 文明 君
61番	長尾 信秀 君	100番	和田 敬友 君
62番	中司 哲雄 君	欠 席 議 員 (2人)	
63番	藤沢 澄雄 君	33番	山崎 泉 君
64番	村田 憲俊 君	44番	花崎 勝 君
65番	北口 雄幸 君	欠 員 (3人)	
66番	小林 郁子 君	69番	
67番	橋本 豊行 君	90番	
68番	広田 まゆみ 君	97番	
71番	中山 智康 君	<hr/>	
72番	大河 昭彦 君	出席説明員	
73番	志賀谷 隆 君	知 事	高橋 はるみ 君
74番	吉井 透 君	副 知 事	辻 泰弘 君
75番	真下 紀子 君	同	窪田 毅 君
76番	森 成之 君	同	阿部 啓二 君
77番	金岩 武吉 君	総務部長	
78番	池本 柳次 君	兼北方領土対策部長	中野 祐介 君
79番	滝口 信喜 君	本 部	
80番	須田 靖子 君	総務部職員監	山岡 庸邦 君
81番	高橋 亨 君	総務部危機管理監	橋本 彰人 君
82番	佐々木 恵美子 君	総合政策部長	小野塚 修一 君
83番	三井 あき子 君	総合政策部監	黒田 敏之 君
84番	星野 高志 君	交通企画監	
85番	三津 丈夫 君	総合政策部監	豊島 厚二 君
86番	平出 陽子 君	空港戦略推進監	
87番	吉田 正人 君	環境生活部長	渡辺 明彦 君
		保健福祉部長	佐藤 敏 君

保健福祉部
少子高齢化対策監 栗井是臣君

経済部長 倉本博史君

経済部観光振興監 本間研一君

農政部長 梶田敏博君

会計管理者
兼出納局長 小玉俊宏君

財政局長 森隆司君

財政課長 古岡昇君

秘書課長 三橋剛君

教育委員会教育長 佐藤嘉大君

教育部長 坂本明彦君
兼教育職員監

学校教育監 村上明寛君

総務課長 山本純史君

議会事務局職員出席者

事務局長 森田良二君

議事課長 木村敏康君

議事課主幹 本間治君

議事課主査 中澤正和君

議事課主任 小倉拓也君

同 古賀勝明君

午前10時2分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔木村議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

広田まゆみ 議員

中山智康 議員

角谷隆司 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第8号及び報告第1号

（質疑並びに一般質問）

○議長大谷亨君 日程第1、議案第1号ないし第8号及び報告第1号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

千葉英也君。

○14番千葉英也君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

自民党・道民会議の千葉英也でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、宇宙産業についてでございます。

米国衛星産業協会が2016年に発表した、宇宙産業に関する調査レポートによると、世界の宇宙産業は30兆円を超える巨大な市場となっております。このうち、62%は衛星に関する産業が占め

ており、衛星テレビや衛星通信など、衛星からのデータを利用したさまざまなサービスの提供や、衛星自体の製造、衛星ロケットの打ち上げなどが行われていると承知しております。

また、国内においては、政府の宇宙政策委員会が、宇宙政策の具体策を示す宇宙基本計画工程表の見直し作業を進めており、改定の論点では、2020年度の打ち上げを目指すH3ロケットの開発、準天頂衛星「みちびき」などの衛星データの活用のほか、国際宇宙ステーション、ISSや周辺の宇宙を民間が利用する重要性が挙げられております。

さらに、安倍首相が、ベンチャー企業向けに、2018年度から5年間で1000億円を支援する枠組みを新設することを表明しております。

先進地である米国では、民間主導による新たな宇宙ビジネスが続々と誕生しておりますが、我が国においても、超小型衛星の開発や宇宙資源の開発、宇宙ごみの除去など、さまざまな取り組みが進められており、本道においても、大樹町に本社を構え、衛星打ち上げ用のロケットを開発しているインターステラテクノロジズのような会社も立地しているところです。

このような中、道では、今後の宇宙産業をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

道の最近の取り組みは、人工衛星やロケットの製造など宇宙機器産業よりも、衛星データを利用した宇宙利用産業の分野で、ビジネスの創出に力を入れていると承知しております。

宇宙産業が官から民へと、また、技術革新により、衛星やロケットがどんどん小型化していく中、宇宙産業は、国や大企業が中心のものから、比較的小規模な企業でも、技術とアイデア次第では参入が可能となってきており、本道にとって新たなビジネスチャンスが芽生えると考えます。

本道における新しい産業、雇用の創出の場として、今後も市場規模の拡大が予想される宇宙産業において、利用産業はもとより、機器産業も含めた幅広い分野で、ビジネスの創出を目指した取り組みに力を入れるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、自動走行車の開発拠点についてでございます。

人口減少と超高齢化が進む中、世界一安全な道路交通社会を目指す日本にとって、交通事故死者の大幅な削減や、高齢者が安心、安全に移動できるための安全運転支援技術の高度化と次世代交通システムの具現化が急務であります。

現在、日本のみならず、米欧において、自動走行システムに対する注目度は高く、国家レベルでの研究開発も急速に進んでおります。

このような中、道では、北海道を自動走行の開発拠点とするべく、平成28年6月に北海道自動車安全技術検討会議を設置し、自動走行の研究開発への貢献に向けた取り組みを行ってきたと承知しております。

これまで、どのような取り組みを行ってきたのか、まずお伺いいたします。

公道実証の前段階で行う非公道での走行試験の実施場所についての照会が、ワンストップ窓口で数多く寄せられていることから、企業等が実証試験の適地選定を効率的に行うことができるよう、自動走行の実証試験が可能な公道外の適地情報を調査、取りまとめるとしておりますが、自

動走行車の技術開発については、車本体の開発企業、車体を制御するOSの開発企業やIT企業など、関連する企業が多岐にわたると考えます。

北海道における自動走行ビジネスにつなげるためにも、道内各地に点在する適地情報をしっかりと掘り起こし、自動走行車開発拠点適地情報データ集として取りまとめ、自動走行にかかわる企業等に提供し、道内の各地域における地方創生、地域活性化へとつなげていくべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

次に、商店街の活性化についてでございます。

道内の商店街の経営環境は、商圈人口の減少、来街者の減、経営者の高齢化が進んでおり、大変厳しい環境にあります。

現状における問題点として、経営者の高齢化等による後継者難、来街者の高齢化、集客力のある店舗が少ないなど、多くの問題を抱えております。さらに、近年急速に拡大するインターネット販売により、ますます商店街を取り巻く環境は悪化すると予想されます。

これらの課題解決のため、重点的に取り組んでいるものとして、にぎわいの創出に向けた推進体制の整備、高齢化によるニーズへの対応、後継者、担い手の育成、個店の個性化が挙げられておりますが、商店街の経営環境はなかなか改善されないのが現状でございます。

まず、道は、道内の商店街の現状をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

先般、人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会の道外調査において、宮崎県日南市の油津商店街を調査してまいりました。

かつては宮崎県南地区の最大の商店街でありましたが、歩行者の通行量や小売店の販売額の減少などにより、空き店舗、空き地が増加し、市民の意識から商店街という存在が薄れた状況にあったとお聞きしました。

その油津商店街が、行政の支援、外部の民間人の登用により、新規店舗誘致目標の20店舗を上回る29店舗の誘致に成功し、歩行者の通行量も2.5倍から3倍にまで回復させる成果を上げておりました。

さらに、他県への流出の可能性のある若者の仕事の確保のため、IT関連企業の10社の進出を決め、社屋には商店街の空き店舗を活用するといった取り組みを実践しておりました。

道としても、これまで、地域の商店街のにぎわい創出のため、さまざまな施策に取り組んできたと思いますが、道内における商店街の活性化への取り組みをどのように評価しているのか、お伺いいたします。

油津商店街のにぎわいの創出につながった手法として、民間人の登用が挙げられます。内需の循環、外需の獲得、町並み再生と、ポイントとなる部分に民間人を起用し、昔と同じ商店街を再生するのではなく、全く新しい商店街を創出するという視点で、テナントミックスサポートマネジャーを公募し、計画策定、目標設定を行い、さらに、地域住民の一員として暮らしながらマネジメントを行う手法が成功の鍵を握ったと思われまます。

道内では、生涯活躍のまちづくりにおいて、事業主体の組織構成員に、地域おこし協力隊員や

地域おこし企業人といった外部人材を活用しているまちなどがあるように、地域商店街の活性化にも、行政、住民が主体的に取り組むことはもちろんのこと、油津商店街の事例のように、外部人材の活用、特に、専門性を備えた人材の登用、情報提供等の支援に積極的に取り組むべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

次に、キャッシュレス化の推進についてでございます。

道では、インバウンド観光の推進を重点的なテーマと位置づけ、積極的な取り組みを進めておりますが、観光庁が実施した調査では、訪日外国人観光客が困ったことの一つとして、クレジットカードの利用を挙げる割合が特に地方部では多くなっております。

また、大手のクレジットカード会社が行った調査では、カード払いの環境が改善すれば消費額がふえると回答した外国人観光客の割合は60%に上っております。

韓国や中国などから多くの観光客が北海道を訪れていますが、こうした国や地域でのクレジットカード利用率は、韓国が約90%、中国が60%に上っており、クレジットカードの利用を含むキャッシュレス化を進めることが、こうした国々からの観光需要をしっかりと取り込む上で重要な課題となっております。

小売店や飲食店など、中小・小規模企業が多くを占める本道のサービス産業においては、生産性向上が喫緊の課題となっており、道は、キャッシュレス需要が顕在化しているインバウンド観光を切り口として、道内でのキャッシュレス化の推進に積極的に取り組むべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

国の未来投資戦略2018では、キャッシュレス決済の比率を4割程度とするKPIを設定し、国として積極的に取り組む方針を示しており、さらに、この4月に経済産業省が取りまとめたキャッシュレス・ビジョンでは、特に地方において、都市圏と比較して、自治体等の政府部門の支払いボリュームの割合が高くなる点を踏まえ、政府みずからがキャッシュレス化に積極的に取り組むことの必要性を指摘しております。

道外では、大阪市が、固定資産税を初め、幅広い税目でクレジットカード納付を導入しているほか、インターネットバンキングを利用した、国民健康保険料や公営住宅使用料、道路占用料などの納付も導入しております。

道が導入しているキャッシュレス決済は、自動車税、ふるさと納税のクレジットカード払いと、自動車保有関係手続におけるインターネットバンキングによる支払いと聞いておりますが、キャッシュレス決済は、時間、場所を選ばないため、道民や道内企業にとって、利便性向上や負担軽減につながるとともに、道にとっては、収納率の向上など、さまざまなメリットが見込まれます。

道は、道立施設の使用料を含め、支払い手段のキャッシュレス化を初めとする納入方法の多様化に率先して取り組むなど、本道におけるキャッシュレス化の流れを積極的にリードしていくべきと考えます。

現在、道では、生産性向上に向けて、財務会計事務の見直しを検討しているとのことですが、

公共部門のキャッシュレス化等の考えをこの検討の中にどのように反映させていくのか、お伺いをいたします。

次に、新たな観光ルートの創設についてでございます。

北海道新幹線の開業による道外観光客の増加等の効果を、新幹線沿線ではない胆振、日高地域においても最大限享受し、地域経済を活性化することを目的に設立された「北海道新幹線×n i t t a n地域戦略会議」では、1872年に開設され、北海道の開拓の海上路として利用されていた森蘭航路を新たな観光資源として活用できないか検討し、実証実験を行っております。

移動時間の短縮だけではなく、北海道の開拓期の歴史ロマンへの回帰、噴火湾で盛んなイルカ・鯨ウオッチングとの融合など、移動と観光を兼ね備えた新たな地域資源としての育成を目指しております。

戦略会議を構成するメンバーには、胆振、日高管内の4市14町、商工会議所や青年会議所、観光協会、バス会社等が参画されております。

道においては、胆振総合振興局、日高振興局がオブザーバーとして参加しておりますが、これまで道が果たしてきた役割について、まずお伺いいたします。

先般、地元・室蘭において、ナイトクルージング、イルカ・鯨ウオッチング等のクルーズ船を運航している企業の方と面談し、森蘭航路のお話をお伺いすることができました。

ことは、これまで以上に問い合わせを受ける回数が増加しているとのことであり、さらに、北海道命名150年に合わせて、歴史をたどる札幌発着のツアーを3本計画するなど、旅行会社の企画も多数予定されているとお聞きします。

しかし、現在の取り組みでは、構成メンバーが、胆振、日高管内の市町やその関連団体・企業に限定され、今回の機運を逃すことなく、より一層の発展を目指すのならば、航路の玄関口となる室蘭市と森町の連携や、胆振、渡島の両振興局同士の連携も大変重要になると思います。

クルーズ船を運航する企業の方からも、航路でつながる地域同士が情報を共有しながら連携することで、多様化する観光客のニーズ、外国人観光客の増加に寄与するのではないかと話しております。

道としても、北海道命名150年の記念すべき年に、道民はもちろんのこと、道外観光客や外国人観光客に向けた新たな観光ルートの創設のため、振興局同士が連携を強め、地域の取り組みをしっかりと支援すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

最後に、北海道におけるM I C E戦略についてでございます。

企業等の会議や研修旅行、国際機関・団体、学会等が行う国際会議、展示会、見本市、イベントなど、多くの集客、交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称、いわゆるM I C Eについてでございます。

道では、本道の特性や優位性を生かし、民間等関係機関との連携により、事業の拡大、レベルアップ、M I C E誘致の推進を図ることを目的に、北海道におけるM I C E戦略を推進すべく、戦略的な誘致活動の展開、人材育成及び人材活用の取り組み強化、推進体制の充実強化を戦略の

柱に掲げ、取り組んでいると認識しております。

MICE誘致に関する道のこれまでの取り組み状況についてお伺いいたします。

MICEのターゲットとされる分野として、社員研修やセミナー等の開催、国内及び東アジアからのインセンティブツアー、国際会議、スポーツ合宿、大会、イベント等の実施などがあり、決定要因に欠かせないものの一つとして、開催規模や滞在環境、収容施設や観光の魅力などが挙げられます。

シンガポール、韓国では、大規模な会議場や展示場、ショッピングモール、ハイクラスなホテルなど、MICEに必要な各種施設がオール・イン・ワンとなったMICEエリアが整備されており、主催者側から、その利便性について高い評価を受けております。

このように、世界レベルで通用する規模の環境整備も重要な要素の一つと考えますが、道として、どのように認識され、MICE誘致の推進を図っていく考えなのか、お伺いいたします。

MICEは、国際会議や展示会、イベント等の開催だけではなく、北海道の自然や文化、食を幅広く発信していくことができる、相乗効果の非常に高い取り組みだと考えます。

異国の自然や文化に魅せられる外国人観光客は、長期滞在客やリピート客となる傾向にあり、滞在期間中の消費額も多くなりがちです。自然や文化財の近くに、富裕層が宿泊する高級ホテル、レストラン、アクティビティーなどが一つになった複合的なリゾートを整備することも重要であると考えます。

北海道における観光資源の潜在能力を引き出し、価格の多様性を持った観光戦略を推進できる施設として、IR特定複合観光施設があります。

現在、国会において審議中のIR整備法案が成立した後は、基本方針の決定、事業者選定や区域整備計画の策定等が進められると予想されますが、道として、北海道におけるMICE戦略とIR整備に向けた取り組みについて、どのような整合性を図り、推進していく考えなのか、最後にお伺いし、私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございます。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）千葉英也議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、宇宙産業の振興についてであります。国では、宇宙産業ビジョン2030を策定し、その中で、衛星データの利活用の促進、衛星やロケットの技術開発、新規参入者への支援などを進めていると承知いたします。

道では、本年4月に、企業や研究機関などで構成する北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会を設立したところであり、この取り組みを通じて、衛星やロケットなどの機器製造に対する需要の喚起にもつなげていく考えであります。

今後、リスクマネーの供給や人材確保支援など、国の宇宙ベンチャー育成の支援施策も活用しながら、宇宙ビジネスを行う企業の創出や誘致を進め、利用産業と機器産業の幅広い分野において、本道における宇宙産業の育成や振興に取り組んでまいります。

次に、商店街の活性化についてであります。これまで、商店街組織が主体となって、行政や地域住民などと連携して取り組んでまいったところではあります。経営者の方々の高齢化などにより、地域リーダーや活動の担い手が不足をしている現実にあります。

こうした中、地域おこし協力隊の方が、空き店舗を活用して、コワーキングスペースや宿泊施設を整備した事例などがあり、移住者が地域活動の担い手として活躍することも期待されているところであります。

道では、地域商業活性化方策において、商店街を担うマネジメント人材の育成確保を促しているところであり、移住者などによる、空き店舗を活用したコミュニティー拠点づくりへの支援や、国の専門家派遣事業などにより、外部人材を活用した商店街の活性化に向けた取り組みを促進してまいる考えであります。

次に、道内におけるキャッシュレス化の推進についてであります。海外において、クレジットカードなどを利用したキャッシュレス決済が広く普及している中、道内の小売店や飲食店などがキャッシュレス化に対応していくことは、外国人観光客の利便性向上や消費機会の拡大を図り、本道が稼ぐ観光を実現していくのみならず、中小・小規模事業者にとっても、売り上げの増加に加え、業務の効率化などによる生産性の向上を図る上でも重要と認識いたします。

このため、道では、観光関連事業者を対象としたセミナーや、商工会を初めとする中小企業支援機関の職員向け研修会など、さまざまな機会を活用して、キャッシュレス決済の普及啓発に努めるほか、キャッシュレス化の推進について、観光振興機構や商工団体、さらには、カード会社、金融機関、IT関連企業といった関係者との意見交換の場をこの夏にも設けるなど、積極的に取り組んでまいります。

最後に、MICE誘致とIRについてであります。国が成長戦略に位置づける日本型IRは、我が国を代表する規模の国際会議場や展示場を初め、高級ホテル、家族が楽しめるエンターテインメント施設などの集客・交流施設を一体的に整備するものであり、本道においても、これまでにない大規模な国際会議や見本市の誘致が可能となるほか、例えば、IRと道内各地のMICE施設との連携による周遊型のインセンティブツアーなど、誘致の可能性は大きく広がっていくものと認識をいたします。

こうしたことから、道といたしましては、これまで進めてまいったMICE誘致の強化といった視点も含め、本道にふさわしいIRの機能や施設のあり方などについて検討を進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）初めに、宇宙産業に対する認識についてであります。国では、昨年策定をした宇宙産業ビジョン2030の中で、他の産業を牽引する成長産業として、市場規模を現在の1.2兆円から2030年代早期に倍増を目指すとしており、衛星データの利活用促進、衛星や

ロケットの技術開発、新規参入者への支援などを進めているところであります。

こうした中、本道では、民間企業による小型ロケットの開発が行われているほか、大学や研究機関におきましては、衛星からの位置情報を活用した無人トラクターや、人工衛星に搭載する機器の開発、農作物の生育状況の把握や漁場の予測など、ビジネスにつながる先進的な研究開発が進められており、道といたしましては、宇宙産業は、広大な面積を有する本道の特性を生かした新たな成長産業として、今後、発展が期待できる分野と認識をいたしております。

次に、自動走行車の開発拠点に関し、自動走行に関する取り組みについてであります。道では、平成28年に北海道自動車安全技術検討会議を設置し、全国に先駆けて、自動走行に係る企業からの相談に対応するワンストップ窓口を設けたところであり、これまでに、企業等が行う公道試験に係る関係機関との諸調整や、企業と研究機関、関係自治体との間のマッチング、試験適地に関する道路情報の提供など、自動走行に係る研究開発の各種支援に取り組んでいるところであります。

ワンストップ窓口には、本年5月末までに77件の相談が寄せられ、このうち、12件については、実際の公道での実証実験につながっており、ほかにも、大樹町における、バスを用いた国の社会実証実験や、苫東地域における、積雪寒冷地での通年走行の実証試験などに際しても、関係機関との調整などの支援を行い、円滑な実施につなげてきたほか、山合いの非公道での実証試験など、広大な本道ならではの案件につきましても、適地の紹介などを通じて支援してきたところであります。

次に、自動走行試験の適地紹介などについてであります。本道は、自動走行の普及に欠かさない、厳しい自然環境下での試験を重ねるための適地であることから、道では、企業等が行う、積雪地や急勾配など厳しい地形での実証試験などへの支援に積極的に取り組んでいるところであります。

昨年度は、効率的な試験実施を可能にするため、全国で初めて、公道試験の適地を検索できるデータベースを整え、企業等での活用が進められているところであります。本年度は、より厳しい条件下などでの試験が行えるよう、未利用地など、公道外の試験適地についても、地元自治体や企業の協力を得てデータベース化し、全国に発信することとしており、こうした取り組みを通じ、実証試験のさらなる誘致や関連産業の振興に取り組んでまいります。

次に、商店街の現状についてであります。近年、大幅に増加している外国人観光客により売上げが伸びている商店街が見られる一方で、多くの商店街では、人口減少や少子・高齢化の進行に伴う商圈人口の減少、インターネット販売の拡大など、流通の多様化により、来街者数や店舗数、売上高が減少しており、商店街を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、経営者の高齢化や後継者不足、廃業による空き店舗の増加などが依然として大きな課題になっていると認識をいたしております。

次に、商店街の活性化に向けた取り組みについてであります。道内の商店街では、イベントの開催、ポイントカードの導入などにより、にぎわいの創出や消費拡大に取り組んでいるもの

の、郊外型大型店、チェーン店の出店の影響もあり、来街者や売り上げが依然として減少しているところでもあります。

こうした中、最近では、福祉団体との連携により、商店街の空き店舗に、障がい者が就労する菓子製造販売店が新規開業した事例や、商店街に大学のサテライトキャンパスを開設した事例、さらには、大学やNPO法人と連携し、子どもへの学習支援や食事を提供するスペースを整備した事例など、コミュニティ機能の維持強化による来街者の増加に向けた取り組みも見られるところでもあります。

道といたしましては、こうした優良事例の周知に努めることにより、多様な主体と連携し、地域課題や住民ニーズに対応した商店街の取り組みを促進してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 会計管理者兼出納局長小玉俊宏君。

○会計管理者兼出納局長小玉俊宏君（登壇）公共部門のキャッシュレス化などについてであります。ICTの進展など、社会経済情勢が変化する中、地方公共団体の財務事務におきましても、キャッシュレス化を初めとする収入方法の多様化を進めることは、道民等の利便性の向上や事務の効率化の観点から重要と認識しております。

道といたしましては、これまで、費用対効果を検証しながら、平成19年に、自動車税においてコンビニ納税を導入し、その後も、クレジットカード、インターネットバンキングによる収納手段や収入科目の拡大を図ってまいりました。

今後のキャッシュレス化を初めとする収入方法の多様化につきましては、行財政運営方針に基づく財務会計事務の見直しにおきまして、関係部局と連携を密にし、国や都府県の動向を踏まえるとともに、利便性や費用等の改善効果を見きわめながら、導入の可能性を検討してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部観光振興監本間研一君。

○経済部観光振興監本間研一君（登壇）初めに、新たな観光ルートの創設に関しまして、道の役割についてでございますが、北海道新幹線の開業を契機として、噴火湾沿いの森町と室蘭市を結ぶ森蘭航路を新たな観光資源とする取り組みは、胆振、日高地域の経済団体や観光事業者、交通事業者、自治体をメンバーとする地域戦略会議が主体となって推進されており、道からは、胆振総合振興局と日高振興局がオブザーバーとして参加し、取り組み内容に係る助言等を行っております。

また、道では、この地域戦略会議が行う、大阪と名古屋における森蘭航路のクルーズのプロモーションや、体験メニューをパッケージにしたモニターツアーの実施などに対し、観光振興機構と連携して助成したほか、航路の歴史や魅力を紹介するパンフレットの作成に対し、地域づくり総合交付金を活用するなど、地域の取り組みを支援してきたところでございます。

次に、今後の道の支援についてでございますが、本道を訪れる観光客の皆様、道内を広域的

に周遊し、四季折々の景観や食、地域ならではの生活、文化を楽しんでいただくためには、振興局が連携して取り組んでいくことが重要であると認識しております。

このため、道といたしましては、本道の開拓の歴史を背景に持つ森蘭航路が、広域周遊のための新たな観光資源となりますよう、航路の両端となる胆振と渡島の両総合振興局が連携して情報発信などに取り組むなど、北海道新幹線の開業効果の全道波及も見据えた新たな観光ルートの創設を支援してまいりたいと考えてございます。

次に、北海道におけるMICE戦略に関しまして、MICE誘致の取り組みについてでございますが、道では、これまでも、観光振興機構を初め、道内の自治体や地域の観光団体等と連携し、国際会議の見本市への出展、首都圏での商談会の開催のほか、MICE主催者の招聘といった取り組みを通じて、国際会議や全国規模の大会などの誘致につなげてきているところでございます。

また、これまでの取り組みなども踏まえまして、より効果的なMICEの誘致を行っていくため、昨年1月に策定しました北海道におけるMICE戦略に基づき、官民による推進体制の充実を図るとともに、ターゲットを絞った戦略的なプロモーション活動の展開、MICEの受け入れに必要な人材の育成など、地域や関係者と一体となった取り組みを進めているところでございます。

最後に、MICE誘致の方向性についてでございますが、本道におけるMICE誘致を効果的に進めるためには、MICEの規模、対象分野に応じ、受け入れが可能な施設の相互の連携や、周辺の観光資源なども組み合わせ合わせたPRを行うなど、地域の特性、強みを十分に生かしていくことが重要であると認識しております。

道といたしましては、こうした観点から、道内の関係機関で構成するMICE誘致推進協議会の枠組みを活用し、四季折々の自然、豊かで多彩な食文化といった北海道の強みを生かしたインセンティブツアーの提案や、地域間の連携による、ターゲットに応じたプロモーション活動など、多様なMICEの誘致に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 千葉英也君の質問は終了いたしました。

畠山みのりさん。

○22番畠山みのり君（登壇・拍手）（発言する者あり）民主・道民連合の畠山みのりでございます。

質問をさせていただきます。

まず、次世代法におきる働き方改革についてでございます。

次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、地方公共団体や事業主が担う責務を規定する次世代育成支援対策推進法が定められました。

事業主などは、一般事業主行動計画を策定して、その目標の達成など、一定の基準を満たしたとき、子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けることができます。

これは3年前に改正されましたが、その改正内容としては、行動計画の中に、非正規雇用の労働者が取り組みの対象であることを明記することや、働き方の見直しに資する取り組みを進めることが重要である旨を盛り込んでおります。

働き方に関しまして、労働時間が全国平均を上回ることや、合計特殊出生率など、数字から見る上で、子育てをしながら働きやすい環境が整っているとは言えない北海道が抱える問題を、次世代法は一度に解消できるものと考えますが、見解を伺います。

道は、この次世代法を踏まえて、北海道あったかファミリー応援企業登録制度をつくり、企業の取り組みを推進するとしておりまして、現在、400社余りの企業が登録をしていると承知しています。

この登録している企業にとりまして、これまでにどのような効果があったのか、実際にあったかファミリー応援企業への支援になっているのか、状況を伺います。

この制度に登録する条件としまして、次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定、実践することになっています。

厚労省の認定制度では、行動計画をつくるだけではなく、達成した企業について認定をしていますが、この認定企業につきましては、現在、北海道に36社あります。

北海道あったかファミリー応援企業登録制度による登録数が400社以上であり、行動計画を策定して働きやすい環境をつくっている企業ということを考えますと、厚労省の認定企業ももっとふえてもよいのではないかと思います、どのように受けとめるのでしょうか、伺います。

子育てに優しい企業がふえることは、出産した女性が社会復帰をしやすいくということですが、子育てをしても、していなくても、ストレスなく働けることが必要です。

行動計画を達成して、子育てサポート企業として厚労省に認定された企業の半数以上で、会社の雰囲気により効果が出たというアンケート結果もあります。

それによりまして、生産性の向上、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進といったことにつながり、まさに働き方改革ともいべきものだと捉えておりますが、今後、次世代法を踏まえて、道はどのように取り組んでいくのでしょうか、伺います。

次に、男女平等参画の推進について伺います。

パワハラ、セクハラ、モラハラなど、さまざまなハラスメントが報道されております。中でも、セクハラは、平成元年の流行語大賞の新語部門で受賞しておりまして、社会でも取り上げられる問題となりました。

最近、国内外でこの言葉がまた注目を浴びるようなことがありましたけれども、この30年の間、何も変わっていないのかと思います、非常に残念に思います。

さまざまなハラスメントは、人権侵害であり、個人の尊厳や健康、そして、安心して平穏な生活にまで及ぶ脅威であります。特に職場などでは、被害者が加害者に対して意思表示をしにくい状況があることも事実でございまして、実際に被害に遭った人の6割は我慢をしているというデータもあります。

昨年12月の第4回定例会の私どもの会派の質問に対しまして、知事は、「男女平等参画社会の実現は、総合計画に掲げる「輝きつづける北海道」の目標達成には重要な課題」と答弁をされました。

ところが、道内の市町村の男女平等参画に関する計画策定率は30%余りです。計画の策定率が低いということは、市町村には重要な課題とは認識をされていないということなのではないでしょうか。

なかなか策定が進まない理由はこれまでもさまざま伺ってまいりましたが、男女平等の推進は、心地よい社会を形成する根幹であり、あらゆる差別や暴力、ハラスメントといった人権侵害に対する考え方の指針ではないかと考えておりますが、改めて見解を伺います。

男女平等という言葉も、偏ったイメージを持たれることがありまして、最近では、社会的、文化的な性差——ジェンダーという言葉が用いられることが多くなりました。

国際的にも多様性がうたわれる中、異なる経験や経歴、文化、視点を持った人を受け入れ、魅力ある北海道をつくり上げなくてはなりません。

そんな中で、先日、北海道はSDGs未来都市に選定されました。SDGsの17の目標の一つでありますジェンダー平等の実現は、持続可能な開発を促進する上で欠かせないとされまして、教育、雇用、家事労働など、あらゆる男女の格差を解消しようとするものです。

SDGsの宣言の前文には、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す。これらの目標及びターゲットは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境の三側面を調和させるものである。」とあります。つまり、ジェンダー平等は、独立した目標ではなく、ほかの目標と密接に結びついています。

SDGs未来都市に選定された北海道でどのようにジェンダー平等を推進していくのでしょうか、伺います。

次に、成年後見制度について伺います。

成年後見制度は、2000年に始まりまして、18年が経過しております。

財産の管理や日常生活に不安が生じ、成年後見制度の利用が必要と判断したときに、本人みずから、あるいは周囲の関係者が、市町村や関係支援センターを通して家庭裁判所に申し立てます。

現在、利用者は約20万人で、対象となる、知的障がい、精神障がい、認知症などの方の全体の2%にすぎません。

国は、障がい者がトラブルに巻き込まれないよう、2016年に成年後見制度利用促進法を制定し、昨年3月には利用促進基本計画を立てて、体制整備を図り、順次、計画を全国で展開しようとしています。

成年後見制度を利用するには、本人や家族が家庭裁判所に申し立てるなど、手続が煩雑でわかりにくいと考えます。

また、成年後見人は弁護士や司法書士などが担い、利用料は、管理財産の額によって月々2万

円から6万円くらいで、その先もずっと支払い続けることとなります。高額な報酬が、利用をためらう原因ではないかと考えます。手続や利用料など、使い勝手をよくすることが求められるのではないのでしょうか。

また、後に質問しますが、障がい者が成年後見制度を利用していると公務員になれない、あるいは、公務員が制度を利用すると失職してしまうという欠格条項が、成年後見制度の利用をためらう要因となっていることを専門家も指摘しています。制度の利用が伸びない原因をどう捉えているか、伺います。

政府は、障がい者の差別解消や雇用促進を図る観点で、後見制度の利用促進を行おうとしています。

2016年5月に施行された成年後見制度利用促進法に基づきまして、障がい者や地方公務員などが成年後見制度を利用した場合、職を失ってしまうという、地方公務員法第16条などの欠格条項を廃止するための法律案が国会に提出されました。

欠格条項によりまして、岐阜県の警備会社に勤務する男性が成年後見制度を利用したことで職を失い、現在、訴訟を起こしています。

また、川崎市の知的障がいのある地方公務員は、職を失うことをおそれて後見制度の利用を断念するなど、全国には、欠格条項の弊害に悩む方が多く存在します。また、そういう方は道内にもいらっしゃると思います。

これまで成年後見制度の利用について思い悩んでいた方や、将来設計として今後利用を望む方のために、欠格条項の廃止に向けたスケジュールや情報の発信が必要ではないのでしょうか。どう取り組んでいくのか、伺います。

最高裁判所が公表しています、2017年における全国の成年後見人などの選任状況を見てみますと、身近な存在である市民後見人が選任されたケースは、わずか1%程度にとどまっています。市民後見制度の利用促進を図るためにどう取り組むのか、伺います。

市民後見人の養成講座の修了者は、2016年度末までで2534名とのことでした。

市民後見人への報酬は、ケースごとに差があることはもちろんですが、それにしましても、交通費の支給程度のところもあれば、無報酬のところもあります。どちらかといいますと、ボランティアの意味合いが強いのですが、仕事の内容からいっても、ある程度の報酬は必要ではないのでしょうか。

市民後見人の役割に意欲が増すような対策を講ずる必要があるのではないかと考えますが、見解を伺います。

後見制度の利用促進に向けまして、道は、連絡調整会議を設置し、市町村に対して助言や情報提供をして支援するとしていますが、基本計画では、国や市町村の役割に比較しまして、道の役割が軽く見えてしまいます。

高齢者や障がい者の財産管理と身上保護を重視し、安心して成年後見制度を利用できる環境をつくるのが求められるのではないのでしょうか。

道の役割として、市町村に対する実効ある具体的な支援が必要ではないかと考えますが、利用促進にどう取り組んでいくのか、伺います。

最後に、チーム学校における専門スタッフについて伺います。

学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」がこの春に策定されました。その中で、教員が本来担うべき業務に専念できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動の外部指導者など、チーム学校の実現に向けた専門スタッフの配置促進がうたわれています。

学校で授業に専念できることは、教員にとって理想と思いますが、専門スタッフによって、教員の業務が本当に軽減されるのでしょうか、あれこれ考えてしまいます。

道内で実際に専門スタッフが配置されている学校はどのくらいあるのか、さらに、現場の教員の反応などはどのようなものであるのか、まず伺います。

資料によりますと、専門スタッフの中でも、スクール・サポート・スタッフは、資料のコピーやテストの採点、名簿の作成など、教員免許がなくてもできるとされることを業務としますが、それほど単純な作業とは考えにくいものです。

そのスタッフに指示を出すための準備や時間が必要になり、かえって教員の負担になるのではないかという懸念を持ちますが、どのように捉えているのでしょうか。

また、根本的に教員をふやすことや、スクール・サポート・スタッフのような補助的な仕事であっても、せめて教員免許を持っている人にサポートしてもらおうほうが、生産性が上がるのではないかと考えますが、教育長の見解を伺います。

以上、再質問を留保して、終わります。（拍手）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇） 畠山議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、働き方改革の推進についてであります。道では、北海道働き方改革推進方策に基づき、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上の三つを柱とする取り組みを進めているところであり、人口減少が進み、人手不足が深刻化する中、こうした取り組みをさらに推進していくことが重要と考えるものであります。

本年度は、新たに、道の登録企業や国の認定企業における取り組みも含め、育児、介護を行いながら安心して働くことのできる職場環境の整備などといった、働き方改革の優良事例の収集、発信を行うこととしているところであり、今後とも、働き方改革支援センターにおいて、相談対応や支援策の紹介なども行いながら、より多くの企業において働き方改革が進むよう取り組んでまいります。

次に、男女平等参画についてであります。男女平等参画推進条例では、男女が性別による差別的な取り扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会が確保されることなど、男女の人権の尊重を基本理念の一つとして掲げているところであります。この理念は、住みよい地域社会を実現する上で基本となるものと認識しております。

このため、道といたしましては、今後とも、地域における男女平等参画を推進するための市町村計画の策定が進むよう支援に努めるとともに、国や市町村を初め、関係機関と連携を図りながら、家庭、職場、地域など、社会のあらゆる分野において、男女がともに人権を尊重し、暴力や差別、ハラスメントのない、安心して暮らすことができる男女平等参画社会の実現に向け、各般の施策の推進に努めてまいります。

最後に、成年後見制度の利用促進に関する道の取り組みについてであります。成年後見制度利用促進基本計画では、本人の意向に沿った各種支援が受けられるよう、地域ぐるみで支援するための地域連携ネットワークの構築などを各市町村において進めることといたしております。

道といたしましても、本年2月、新たに、弁護士会、司法書士会などの法律の専門職団体や、福祉関係団体、市町村などで構成する連絡調整会議を設置いたしましたところであり、今後とも、この会議を活用し、広域連携に向けた助言や情報提供など、市町村に対する支援に加え、制度の普及啓発や、市民後見人の養成研修などの施策を進め、成年後見制度の利用促進を図り、認知症や知的障がいのある方々などが地域で安心して暮らしていける環境の整備を進めてまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）初めに、次世代育成支援対策推進法、いわゆる次世代法についてであります。次世代法は、次代の社会を担う子どもたちが、健やかに生まれ、育成される社会の形成を目的としており、従業員が101人以上の企業に対し、仕事と子育ての両立を図るための就業環境の整備などについての目標の設定と、その目標の達成に向けた行動計画の策定が義務づけられているものであります。

本道におきまして、少子化が進行し、人口減少が大きな課題となっている中、こうした次世代法に基づく取り組みが進むことは、道内企業において、仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備とともに、労働時間の短縮など、働き方の見直しにつながるものと考えております。

次に、道の登録制度についてであります。北海道あったかファミリー応援企業登録制度は、次世代法に基づく行動計画の策定や、育児・介護休業制度に関する規定の整備を行った企業を登録することにより、仕事と、育児や介護などの家庭生活とが両立できる職場環境づくりに取り組む企業の拡大を図ろうとするものであります。

これらの登録企業においては、労働時間の短縮や年次有給休暇の取得日数の向上といった効果が見られており、仕事と家庭の両立に向け、職場環境の改善が進められているものと考えております。

次に、国の認定制度についてであります。次世代法に基づく国のくるみん認定制度では、行動計画に基づく目標の達成に加え、男性の育児休業取得率が7%以上であることなど、より進んだ取り組みを行っていることを要件としております。

北海道では、本年3月末現在で36社が認定を受けておりますが、昨年度においては、そのうちの1社が、育児休業取得率の指標などでより高い水準の要件をクリアしたプラチナくるみん認定を受けるなど、取り組みが徐々に進みつつあるものと考えております。

道では、これまで、北海道あったかファミリー応援企業の登録の際に、個々の企業に対して、国の認定制度を紹介し、その取得について働きかけてきたところであり、今後とも、北海道労働局と連携を図り、仕事と家庭の両立に向けた道内企業の取り組みを促進してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）男女平等参画の推進についてであります。道が本年3月に策定いたしました男女平等参画基本計画は、SDGsの達成に資する基本計画として位置づけており、この計画にある、男女がともに活躍できる環境づくりや、安心して暮らせる社会の実現にかかわる施策は、ジェンダー平等と、全ての女性及び女児の能力の強化など、SDGsに掲げられている目標の達成に密接に関連する施策と考えております。

道といたしましては、今後とも、こうした考えのもと、男女平等参画の促進に向けた意識啓発やワーク・ライフ・バランスの推進など、関連施策の充実を図りながら、社会的、文化的に形成された性別の考え方にとらわれることなく、多様な価値観が認められ、さまざまな方々の人権が尊重される男女平等参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）まず、成年後見制度の利用についてでございますが、この制度は、認知症や知的障がいのある方などを支える重要な手段でございますが、地域によっては、本人とその後見人に対する支援体制が整っていない面があり、本人の意向を十分に酌み取り、意思決定が行われるなど、メリットを実感できる仕組みとすることが求められていると認識いたしております。

こうしたことから、成年後見制度利用促進基本計画におきましては、市町村が、保健、医療、福祉に加え、家庭裁判所や弁護士などの法律の専門職団体等との地域連携ネットワークの構築などに取り組むこととされておりますが、本道におきましては、こうした社会資源が偏在しておりますことから、単独市町村ではネットワークの構築が難しい面があることも、利用が進まない要因の一つと考えております。

次に、欠格条項の見直しについてでございますが、公務員や医師、弁護士などのほか、法人営業許可などにおいて、成年被後見人等の権利を制限する条項、いわゆる欠格条項が各種法律に規定されているところであります。これらの規定につきましては、被後見人等の方々の人権が尊重され、不当な差別を受けることがないように、成年後見制度利用促進法では見直す旨が規定されておまして、現在、関係法の改正案が国会で審議されているところでございます。

道といたしましては、国の動向を見きわめながら、必要な情報について、市町村や障がい者関

係団体などを通じて周知いたしますとともに、引き続き、成年後見制度の利用促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君。

○保健福祉部少子高齢化対策監粟井是臣君（登壇）初めに、成年後見制度に関し、市民後見制度の利用促進についてでございますが、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加などに伴い、成年後見制度の必要性が一層高まっている中、弁護士等の専門職に加え、地域の住民が後見を担う市民後見人の役割が重要となっているところでございます。

このため、道といたしましては、本年度からスタートした第7期介護保険事業支援計画に基づき、市民後見人の養成確保に向け、市町村等と連携して、道民の皆様に制度の意義を幅広く周知することはもとより、地域医療介護総合確保基金を活用して、市民後見人養成研修、フォローアップ研修、弁護士や司法書士等の専門職によるバックアップ体制の構築について、市町村の取り組みを支援するなど、市民後見制度の利用促進に努めてまいる考えでございます。

次に、市民後見人への支援についてでございますが、市民後見人の担い手をふやしていくためには、市民後見人が安心して活動できる環境整備が重要と考えているところでございます。

市民後見人への報酬については、家庭裁判所が、後見の業務内容や被後見人の財産などを考慮して決定しているところであり、道といたしましては、市民後見人が一定の報酬を確実に得られるよう、市町村職員を対象とした会議や研修会などの場において、後見人への報酬等の負担が困難な方などに対して助成を行う成年後見制度利用支援事業の実施を積極的に働きかけるなど、社会貢献への意欲を持った方々が市民後見人として活躍できる体制づくりに取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）畠山議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校における専門スタッフについてであります。道教委では、教員がその職務に専念できる環境の整備などを目的として、児童生徒へのカウンセリング、問題を抱える児童生徒のための関係機関との連絡調整、発達障がいのある生徒への支援など、こういったことを行う専門スタッフを配置するとともに、今年度から、新たに、教員にかかわって部活動を指導する部活動指導員、生徒と直接的なかわりが少ない事務作業を行うスクール・サポート・スタッフを延べ1398校に配置しております。

専門スタッフを配置した学校からは、組織的に問題の解決に対応することができた、電話や来客の初期対応から解放され、仕事に集中できるなどといった肯定的な意見が多く出されており、今後とも、教員の負担軽減に向け、その活用の促進に努めてまいる考えでございます。

次に、スクール・サポート・スタッフについてであります。スクール・サポート・スタッフの配置の目的は、児童生徒と直接的なかわりが少ない事務作業を行うことで、教員が、より児

児童生徒への指導や教材研究等に集中できる環境を整えることであり、そのため、道教委といたしましては、6月から36名の配置を進めるとともに、標準的な業務や仕事の進め方などについてわかりやすく説明した手引を作成、配付し、教員やスクール・サポート・スタッフがチームとして業務を円滑かつ効果的に進めることができるよう努めてきたところでございます。

既に導入をしている県において、配置校の約9割の教員から、学習指導に充てる時間がふえたという回答を得ていると聞いておりまして、道教委といたしましても、スクール・サポート・スタッフの効果を把握、検証するほか、国に対し、教職員の定数改善を強く働きかけるなど、教員が、子どもたち一人一人にしっかりと向き合い、きめ細かで質の高い教育が実現できる環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 畠山みのりさん。

○22番畠山みのり君（登壇・拍手）ただいま、いろいろと御回答をいただきましたけれども、教育長に、一つだけ再度伺いたいことと、一つだけ申し上げたいことがございます。

チーム学校の専門スタッフについてですが、専門スタッフは道内の延べ1398校に配置をしており、学校からは肯定的な意見が多く出されているということでした。

スタッフは、1校に固定ではなく、複数校をかけ持ちすることもあると聞いています。専門スタッフが常に学校にいるわけではないとしますと、生徒にとっても教職員にとっても、それは、学校に時々来る外部の人でありまして、チームとは言いがたい状況ではないかと考えます。

また、とある調査によりますと、必ずしも教員の多忙の緩和にはつながっていないという結果も見られるところです。

専門スタッフ側から見ましても、かけ持ちの場合、ほかの教職員とのコミュニケーションがとりにくいといった課題が上がっていましたが、改めて、チーム学校が及ぼす教員の負担軽減への効果をどのように図っていこうとするのか、伺います。

スクール・サポート・スタッフにつきましては、道は6月から配置されているとのことですが、標準的な業務などの手引をつくって配付するとのことでしたが、どんな仕事であっても、創意工夫が必要でありまして、さまざまな業務をこなさなければならない学校においては、なおさらのことです。

教育長におかれましては、今年度、学校を訪問して、教員などから意見を聞くとのことでした。ぜひとも、直接声を聞いて、検証し、より働きやすい環境を模索していただけるように申し上げます。私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 教育長。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）畠山議員の再質問にお答えいたします。

専門スタッフについてであります。児童生徒の心の悩みの深刻化や、いじめ、不登校等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応などを図ることを目的として、各学校に、臨床心理士や大学教授などの専門家をスクールカウンセラー等として任用し、児童生徒へのカウンセリング、

教員、保護者への助言など行っており、その勤務形態は非常勤を基本としているところでございます。

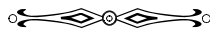
道教委では、近年、多様化、複雑化する生徒指導上の問題に対応し、教員の負担軽減を図るため、スクールカウンセラーなどの配置の拡充に努めてきているところであり、その効果につきましては、教育局職員が学校を訪問するなどして、学校現場の意見や評価等の把握に努めてまいり考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 畠山みのりさんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩



午後1時1分開議

○副議長勝部賢志君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

塚本敏一君。

○15番塚本敏一君（登壇・拍手）（発言する者あり）自由民主党・道民会議の塚本敏一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、道の人事施策についてお伺いいたします。

まず、職員の年齢構成についてであります。

道の職員体制につきましては、行財政改革の取り組みを進める中、これまで、職員数適正化計画を策定し、職員の削減に取り組んできております。また、一方、職員採用の抑制を行ってきた結果、中堅層の職員が不足し、組織において年齢構成にゆがみが生じてきていると聞き及んでおります。

こうした状況に対応するため、道は、即戦力となる社会人経験者の採用や、定年前に役職にあった職員の役付職員としての再任用などに取り組んできたことと承知をしております。

しかしながら、年齢構成を抜本的に解消するまでには、時間も相当かかると考えられることから、社会人経験者の主査としての採用や役付再任用を拡大するなど、組織力の維持に向けた取り組みを強化していく必要があると思っております。

また、年齢構成の実態に応じて、ポストや組織体制の見直しなどを検討すべきと考えますが、今後、こうした課題にどのように取り組んでいくのか、まずお尋ねいたします。

次に、若手職員の人材育成についてであります。

中堅層職員の不足への対応とあわせて、近年の職員の大量退職に伴い、新規採用職員を大幅に増加させておりますが、そうした若手職員の早期育成は急務であると思っております。

道では、若手職員の人材育成について、新規採用者へのサポート制度を設けて、円滑な受け入

れを図っているほか、早期に専門性を身につけられるよう、行政分野選択制度を導入し、中長期的なキャリア形成に取り組んでいるものと承知をしております。

こうした取り組みの現状と課題並びに今後の対応方向について、お考えをお尋ねいたします。

次に、臨時・非常勤職員制度の改正についてであります。

厳しい財政状況のもとで、多様化する行政ニーズに対応するため、地方公共団体では、定数内職員では得られない特定の知識、経験等が必要な専門的業務、定数内職員の補助業務や、病気休暇、育児休業取得職員等の代替など、幅広い分野において臨時・非常勤職員が活用されております。

こうした職員の適正な任用・勤務条件の確保を図るため、地方公務員法が改正され、常勤職員や再任用等の短時間勤務の職及び特別職以外に置く非常勤の職として、会計年度任用職員制度が創設されたところであります。

この会計年度任用職員について、道として、導入して活用を図っていく上での課題をどう考えているのか、また、今後、どういった方針で、どのようなスケジュールで進めていくお考えなのか、お尋ねをいたします。

次に、北海道地域防災マスター制度についてお伺いをいたします。

海外では、今月3日、中米のグアテマラで発生したフェゴ火山の噴火により、110名が死亡し、197名が行方不明になっていることが報じられました。何の予兆もなく、突然、溶岩流や火山灰、有毒ガスが斜面を流れ下り、山腹に点在する集落を襲い、大きな被害が発生したことが報道されました。

また、ハワイ島では、キラウエア火山が5月3日に噴火し、既に1カ月以上経過しているにもかかわらず、現在も噴火が続いております。噴火口や周辺にできた複数の亀裂からマグマが噴出し、海に流れ込み、沿岸の住宅の600戸を破壊し、少なくとも住民の2500人が避難生活を続けているといえます。

一方、国内では、1月23日、草津白根山が突然噴火し、草津国際スキー場では、一時、81人のスキーヤーが取り残され、噴石により、雪山訓練中の自衛隊員の1名が命を落とされました。

3月1日、宮崎県と鹿児島県にまたがる霧島連山の新燃岳の噴火が始まって以来、現在も断続的に爆発的噴火を繰り返し、収束の兆しが見えません。

また、4月19日には、霧島連山の硫黄山周辺でも噴火が確認され、麓の自治体では、住民が大量の火山灰に悩まされ、農業や観光業にも悪影響が出ております。

そして、6月18日午前7時58分ごろ、大阪北部を震源とする震度6弱の地震が発生し、5名のとうい命が奪われたほか、通勤通学の足にも多大な影響を与え、その後も余震が続き、避難を余儀なくされている人々が出ている状況にあります。

亡くなられた皆様に哀悼の誠をささげますとともに、負傷された皆様、被災された皆様に心からお見舞い申し上げ、一日も早い復旧、復興を祈念申し上げます。

このように、地球規模で自然環境が変化をしており、何が起こるかがわからない状況に私たち

は置かれております。

本道においても、2年前、三つの台風が上陸するなど、異常気象による大雨で、河川の決壊や土砂崩れなどによる災害が頻発をしております。

こうした中、道は、地域における防災活動を活発にしていくための地域防災マスター制度を創設しております。

災害発生時に被害を少しでも少なくするため、防災経験者や地域防災活動者が、毎年度開催される認定講習会を受講し、地域防災マスターとしての心構えを身につけていただいた方を北海道地域防災マスターとして順次認定されております。

前回、平成27年度までに2168名の方々が認定を受けたとお聞きしておりましたが、現在では2918名の方々が資格を得ており、地域において、自主防災組織の結成や参加への呼びかけ、防災訓練、避難訓練、防災に関する講話など、地域防災活動のかなめとして活動していただいております。

しかしながら、まだまだ地域防災マスター制度の認知度は低く、他団体との連携がスムーズにいかず、防災活動が停滞しているところもあるやに聞き及んでおります。

いつ何どき、何が起こるかがわからない今日、地域防災マスター制度をさらに地域に浸透させていく必要があると考えます。

こうしたことに対応すべく、今後、どのように取り組んでいくのか、また、どのような成果があるのか、お伺いいたします。

次に、ふるさと納税制度についてお伺いいたします。

ふるさと納税制度は、自分を育ててくれたふるさとに対し、みずからの意思で納税できる制度があればとの問題提起に端を発し、税制を通じて、生まれ故郷や応援したい地域等へ貢献する仕組みとして、平成20年度に導入されました。

この制度により、大都市に集中している税源の偏在是正につながり、都市部に集中している財源を地方に還元する仕組みとして、地方、特に過疎化や高齢化が進む地域にとって貴重な財源となっております。

寄附者と継続的なつながりを維持するよう努めた結果、まちを訪れた寄附者がまちのよさを発信してくれるなど、応援団として広がりを見せているといたします。

また、応援したい自治体に寄附すると税金が減額される制度をめぐっては、多くの自治体が返礼品として贈る地域の特産品が人気を集めております。

しかし、各地方自治体がこぞってこの制度により寄附金を集めるために、自治体側が高額過ぎる品を贈ったり、返礼品として送付した商品券がインターネット上で転売されたりするケースも出ており、総務省が改善策を検討した結果、ふるさと納税の返礼品の価格を寄附額の3割までに抑えるよう地方自治体に要請し、高額な返礼品を贈る自治体間の競争過熱に歯どめをかけたところ です。

私は、先月、人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会の道外調査において、平成27年

度、28年度と2年連続でふるさと納税額が日本一になった宮崎県都城市を視察させていただきました。

担当者は、市にはたくさんの特産品があるが、納税者が目移りしないように、日本一の肉と焼酎に絞って広告、宣伝を行い、取り組んできた結果、ふるさと納税額は、平成27年度が43億円、平成28年度には73億円にまで伸びたと話されていました。

その財源は、子育て支援、まちづくり支援、環境保全への支援、スポーツ・文化振興への支援、そして長寿支援などなど、指定された事業に充てられていると話されていました。

都城市は、ふるさと納税制度を市の地方創生推進の重要施策と位置づけ、PR戦略に努めたそうです。その結果、対外的にPRすることによる知名度アップ、地域産業の活性化、そして収入の増加、さらには職員の意識改革につながったといいます。

道としても、この制度を上手に活用し、政策課題への財源とするため、その手法をさらに検討すべきと思いますが、知事は、ふるさと納税制度をどのように活用し、どのように取り組んでいこうとしているのか、お尋ねいたします。

次に、児童相談所の体制強化についてお伺いいたします。

戦後間もなく、私たちの生活において、食べ物や着るものなどは十分ではありませんでしたが、人々の心は豊かだったと思います。

しかし、現代は、食べ物も着るものも豊富に手に入りますが、人々の心は貧しいのではないのでしょうか。そんなことを裏づけるような事件が立て続けに発生し、報道されております。

6月9日、東京発新大阪行きの東海道新幹線の車内で、男が、突然、なたを振り回し、乗客に襲いかかりました。女性客の2名がけがをし、これを制止しようとした男性が、残念ながら亡くなってしまったという事件が起きました。

この男性は、乗客に襲いかかる容疑者を後ろから羽交い締めして抑え込み、その間に多くの乗客が避難できたといいます。しかし、最終的に男性は凶刃に倒れてしまいました。容疑者は、むしゃくしゃしていたので、何か事件を起こしてみたかったと供述しているといいます。

また、5月26日、静岡県浜松市では、女性が自分の車に乗ろうとしたとき、2人の男に押し込まれて車ごと連れ去られ、静岡県藤枝市の山中で遺体で発見されるという事件が起きています。

その後、6月に40代と20代の男性が逮捕されましたが、2人は、面識はなく、インターネットのサイトを通じて知り合ったといいます。

また、先日、本当に悲しい事件が報道されました。3月、東京都目黒区で、両親から虐待を受けて5歳の女の子が死亡した事件で、6月6日、両親が逮捕されました。香川県在住時に、児童相談所は女の子を2度保護した経緯があり、家族の引っ越しと同時に、東京の担当地区の児童相談所に、緊急性の高い事案であると連絡したといいます。

その後、東京の担当児童相談所の職員が家庭を訪問しましたが、女の子には会えず、1カ月後には残念な状況になってしまいました。

後日、女の子が書いたとされる、悲しい、つらい胸の内を書きつづった文章、手記が発見さ

れ、多くの皆さんの涙を誘いました。

児童相談所を初め、各関係機関の連携、権限については、悲惨な虐待事件が起きるたびに仕組みが見直され、警察と児童相談所の連携の緊密化が図られ、児童相談所の立ち入り権限の強化も進んでおりますが、今回、情報の伝達がされていたにもかかわらず、それでも虐待を防げなかったことは残念でなりません。

香川県では、昨年、虐待による2度の書類送検となったものの、不起訴となり、その後、昨年8月の病院通院時、あるいは、ことし2月の訪問時に、児童相談所や警察がもう一步踏み込んだ対応ができなかったのか、検証が待たれるところです。

今回の事件を受けて、道の児童相談所の体制の現状をどのように確認したのか、あわせて、今後の対策をどのようにしていくのか、児童相談所の体制強化に向けて、どう取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

最後に、農村地域の高速通信網の整備についてお伺いいたします。

さきの議会においても質問させていただきましたが、農業者からの強い声を受けて、改めて北海道としての取り組みについてお伺いいたします。

農業現場における担い手不足や大規模化が進む中で、ICTを駆使した農業が脚光を浴びております。

酪農では、搾乳ロボットを導入することにより、作業の効率化が図られ、水田、畑作では、自動操舵の作業機による耕起作業の導入のほか、かんがい用水の自動給水などの取り組みが始まっているなど、スマート農業の取り組みが進められていると伺っております。

今後は、無人トラクターの遠隔操作やドローンによる空撮データの解析をもとに、適切な防除、追肥などの管理作業にも取り組もうとされておりますが、これには、大容量のデータの受発信を可能とする高速通信網が必要不可欠なものと考えます。

総務省の調査によれば、高速通信網の全国普及率は99.9%となっておりますが、北海道の市街地では普及しているものの、農村地域では整備が余り進んでいないとの声が寄せられております。

また、農村地域における高速回線網の整備については、通信事業者にお聞きをしても、採算ベースに乗らないとのことで、導入については否定的な回答が返ってくる状況にあります。

私の地元・北見市で、次のような話がありました。

担い手農家の息子さんが後を継いでくれました。そして、晴れて結婚をし、後継者として、即戦力としてますます期待が膨らむ中、親は息子たちのために住宅を新築しました。

しかし、ここで問題が発生したのです。残念ながら、息子夫婦はそこには住まず、まちから通っているといえます。なぜなら、高速回線が使用できない環境が不便だからなのです。

農村地域に住居を構える農業者は、高速回線にはほど遠い、ISDN回線であったりADSL回線を使用した速度の遅い通信環境にあり、ビッグデータの処理やITを駆使した高機能の機械を導入したくてもできない現状にあるのです。農村現場では、一日も早い高速回線網の開通を願

っています。

こうした高速通信網を整備するための制度としては、総務省の情報通信基盤整備推進補助金制度がありますが、平成30年度の当初予算額は、全国で6億7000万円と、大変狭き門であります。

また、現在の補助率では、事業主体となる市町村の負担が大きく、整備が進まない一つの要因とも考えられます。

担い手不足や高齢化により、農業経営に赤信号がともる中、農業経営を抜本的に改善するスマート農業の導入は、本道農業にとって起爆剤となるものであります。

農村地域の高速通信網の整備を積極的に進めることにより、担い手が必要とする農村環境が整い、ますます農業への展望も見えてくると思っておりますが、道の見解をお尋ねいたします。

以上申し上げて、私の質問を終わります。

御清聴、ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）塚本議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、道の組織運営についてであります。道では、30代など中堅の職員層が薄くなる一方で、近年の退職数に見合った採用数の拡大により、若手職員が増加している中で、直面するさまざまな道政課題に的確に対応できる組織体制づくりが重要な課題となっております。

このため、任用、配置に関しては、即戦力となる社会人経験者の主査級職員としての採用や、再任用職員の役付職員としての任用枠の拡大を進めるとともに、業務執行体制に関しても、チェック機能や人材育成機能の強化に向け、本年度からは、グループ制に関し、ライン形成型の運用や職位構成についても、必要な見直しを行っているところであります。

今後とも、人事評価の適切な運用を図りながら、若手職員の積極的な登用を進めるなど、職員の年齢構成の変化に柔軟に対応し、組織力の維持向上に努めてまいります。

次に、児童虐待への対応についてであります。児童虐待は、大切な命も脅かす、決してあってはならないものであり、道では、これまで、児童福祉司の増員など体制強化を図るとともに、虐待対応マニュアルに基づき、訪問調査や児童相談所相互の情報提供などを適切に行うなど、虐待の未然防止と早期対応に取り組んでまいったところであります。

道といたしましては、東京都内で発生した痛ましい虐待事案を受け、このマニュアルによる対応の徹底を児童相談所に指示したところであり、今後、児童福祉司の人員配置はもとより、必要な機能の充実を図るとともに、警察と児童相談所における情報共有の点検や、今後の課題を踏まえた児童相談所と警察の合同研修を実施するなど、子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現に全力で取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部職員監山岡庸邦君。

○総務部職員監山岡庸邦君（登壇）道の人事施策に関し、まず、若手職員の人材育成についてで

ありますが、道では、高い専門性を持つ職員を早期に育成するため、若手段階から、職員が希望する専門分野にチャレンジできる行政分野選択制度を平成27年度に導入するとともに、昨年度からは、新規採用職員の疑問や悩みを先輩に相談できるサポート制度を導入し、若手職員の専門性の向上や職場定着などを進めているところです。

今後は、道政の中枢を担える人材の計画的な育成に向け、優秀な若手職員に、各種の派遣や部門交流など、多様な育成機会を付与する幹部人材育成プログラムの活用も図りながら、人事配置や昇任と職員研修が連動した人事管理をさらに進めるなどして、若手職員の人材育成に努めてまいります。

次に、臨時・非常勤職員制度の改正についてであります。昨年の地方公務員法の改正によりまして、これまでの特別職非常勤職員と臨時的任用職員について、任用要件が厳格化されるとともに、新たに会計年度任用職員制度が設けられ、任用基準や服務規律等について、統一的な取り扱いが示されたところです。

道では、現在、全道の各地域の職場において、さまざまな勤務条件で臨時や非常勤の職員を任用しており、現行の勤務条件、それぞれの職の必要性について、改正法の趣旨を踏まえて精査に着手したところです。

今後、他県の状況なども参考としながら、可能な限り早期に、新たな制度における任用のあり方をまとめ、平成32年4月の改正法施行に向け、円滑な移行を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）地域防災マスターの取り組みについてでございますが、大規模災害時におきましては、住民お一人お一人の自主的な避難行動とともに、地域の方々による避難誘導や救助活動が大変重要と認識をしており、このため、道では、地域における防災活動のリーダーといたしまして、約3000人の地域防災マスターを認定しております。

こうした地域防災マスターの方々には、市町村や町内会と連携をしながら、地域で実施される防災訓練や研修などの支援に取り組んでいただいておりますが、道といたしましては、これまで以上に住民の皆様にご認知いただき、また、活動の機会をさらに広げていく必要があると考えておりますことから、住民の方々の理解がより一層深まりますよう、道が地域において新たにに取り組んでいる各種防災教育の場に積極的に御参画をいただくなどして、本道の地域防災力の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇）ふるさと納税の活用についてでございますが、道では、寄せられた寄附金について、振興局が地域の課題の解決に向けて取り組む地域政策推進事業や北海道150年事業などに生かすとともに、今年度は、新たに、地域で創業を目指す方々への支援や赤れんが庁舎の改修、野幌森林公園での桜の植樹、さらには、チミケップ湖の遊歩道の改修にも活

用しているところがございます。

道といたしましては、今後とも、北海道を応援して下さる方々とのつながりを大切にしながら、より多くの方々から共感や賛同が得られるよう、寄附目的の明確化、対象とする事業の充実とともに、民間のサイトを活用した幅広い情報発信に取り組み、寄附される方の裾野の拡大に努めるなど、ふるさと納税制度が、さまざまな地域の課題に対応し、地域創生に資するものとなるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 農政部長梶田敏博君。

○農政部長梶田敏博君（登壇）農村地域における高速通信網の整備についてでございますが、経営規模の拡大や労働力不足に対応して、効率的な生産を図るため、ICT技術を活用したスマート農業が広がりを見せているところであります。

一方、本道の農村では、住居が広く分散していることなどから、採算面で、民間による高速通信網の整備が進んでいない状況にあります。

このため、道といたしましては、市町村や農業関係団体とも連携を図りながら、農村地域の高速通信網の整備に向け、本道の実情を踏まえた新たな支援制度の創設を国に強く要望しているところであり、今後とも、地域におけるスマート農業の推進に向けて取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 塚本敏一君の質問は終了いたしました。

菊地葉子さん。

○1番菊地葉子君（登壇・拍手）（発言する者あり）質問に先立ち、大阪北部地震で被災された方々に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い、知事及び教育長に質問いたします。

初めに、知事の政治姿勢に関し、まず、安倍政権についてです。

安倍政権のもとで、今、我が国の民主主義は未曾有の危機に瀕しております。森友、加計問題では、疑惑隠しのために公文書が改ざんされ、廃棄され、隠蔽されました。

さらに、国会では、財務省の幹部による虚偽答弁などが平気で行われております。閣僚からは、セクハラを容認するかのごとき発言さえ飛び出しております。開き直りと言い逃れの横行が民主主義の土台を掘り崩していると言わざるを得ません。

愛媛県の中村時広知事は、事実と異なる国会答弁に対して記録を示し、県の立場を明確に主張しましたが、高橋知事にこのような毅然とした態度がとれるのか、公文書の改ざんや隠蔽を知事はどのように捉えているか、伺います。

今月12日、歴史的な米朝首脳会談が行われ、朝鮮半島の非核化と平和体制の構築への努力が合意されました。

この間の変化は、軍事的圧力一辺倒ではなく、対話による平和的解決が情勢を前向きに打開

し、北東アジア地域の平和体制の構築にとって大きな役割をもたらすことを示したものです。同時に、今後、政府の主体的な姿勢が強く求められると考えます。

知事は、今回の米朝首脳会談をどのように捉えたのか、また、北東アジア地域の平和構築についてどうお考えか、伺います。

6月11日に墜落事故を起こした米軍嘉手納基地のF15戦闘機が、事故原因も明らかにしないまま、わずか2日で飛行を再開しました。地元町長らは、この国はアメリカの属国かと怒りの声を上げております。

道内での陸上自衛隊と米海兵隊の共同訓練は、今年度、7月から9月にノーザンヴァイパー、7月から8月に沖縄移転訓練、1月から3月にノースウインドが予定されております。航空自衛隊の日米共同訓練は、4月に千歳基地で行われるなど、訓練強化の一方で、道民への情報提供はほとんどありません。

知事は、これまで、道内の自衛隊の組織強化を国に要請してきましたが、北東アジア地域での平和構築が新たな段階を迎える中で、これまでのような、軍事力強化と米軍のやりたい放題の状況をただ眺めている姿勢は改めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、道の工事契約について、まず、仮契約の解除等の対象についてです。

さきの1定議会で、我が会派は、リニア新幹線工事をめぐる談合問題で、独占禁止法違反の容疑で逮捕者を出した大成建設と、道議会庁舎新築工事について本契約を結ばないよう厳しく追及しました。

しかし、道は、現行では該当する解除規定がないため、仮契約を解除できないとして、3月末に本契約を結びました。

その後、道は、他の都府県の状況を踏まえ、仮契約を解除または契約を締結しないことができるよう、関係通達等を改正しました。

そこで伺います。

道の改正では、仮契約の解除等の対象となる要件として、贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害または談合に該当する9要件を掲げておりますが、他方、その他の12の指名停止要件については、知事の判断とする取り扱いになっております。これでは、仮契約の解除等の要件の多くを知事の判断に委ねることとなり、知事的情状酌量の余地、抜け道を残したものと言わざるを得ません。

東京都などのように、指名停止要件を絞らず、全ての要件を対象とし、全ての指名停止処分イコール仮契約の解除等となるよう厳格に臨むべきではないですか。知事の見解を伺います。

次に、指名停止処分等の事務処理の迅速化についてです。

東京都は、落札業者の逮捕が報道されると直ちに指名停止を決定し、仮契約の解除、議案の撤回、入札のやり直しというスピーディーな対応を行っているのに対し、道は、審査委員会に諮るという手続があるために、速やかに処分が行われていない状況にあることが、さきの1定議会の質疑で明らかとなりました。

今回の規定の改正では、これまでのように意図的に決定までの期間を先延ばしすることはできなくなったのかどうか不明確であります。

今後、道としては、手続の迅速化にどう取り組むつもりか、伺います。

次に、カジノ等について、まず、国会における強行採決についてです。

衆議院で、カジノ実施法案について、わずか18時間の審議で、自民党、公明党、日本維新の会などにより、強行採決が行われました。

カジノ誘致を働きかけてきた知事は、世論調査で国民の7割以上が今国会での成立を望まない中、強行採決を繰り返す事態をどうお考えなのか、伺います。

強化採決を行ってまで実施させようとするカジノは、北海道に誘致すべきではないと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、カジノ規制とギャンブル依存症対策についてです。

今国会で審議中のカジノ実施法案では、入場料が6000円、入場は、週に3回、月に10日以内という世界最高水準の規制を設けるとしています。しかし、これでは、年間で120日もカジノに入り浸りということです。

十分、ギャンブル依存者のレベルと考えますが、知事は、法案で示された規制が世界最高水準を誇るものと是認するのか、ギャンブル依存症の対策に十分な規制となっていると考えているのか、知事の見解を伺います。

次に、カジノの利用需要等についてです。

カジノの大義名分とされたインバウンド効果は、道の需要予測調査においても、外国人利用者の割合はわずか2割程度とされており、圧倒的に、道民を初めとした国内客が占めております。

候補地の一つである苫小牧市では、何と、IR訪問者数のおよそ4割が、候補地から車で1時間圏内の道民と試算されております。つまりは、カジノ周辺住民の利用が一番多いということです。

知事は、これまで、道議会で、「IRについては、インバウンドの加速化に向けた大きな推進力になることが期待される」と繰り返し答弁してきましたが、道民を中心とした日本人が利用客の中心では、カジノでインバウンド効果が生まれるどころか、ギャンブル依存症や犯罪の増加を招き、地方創生に真っ向から逆行することになると考えますが、いかがか、伺います。

次に、原発政策等について、まず、福島第二原発の廃炉についてです。

東京電力の小早川智明社長が、6月14日、福島第二原発の4基について、「廃炉の方向で検討する」と表明しました。7年前の苛酷事故以来、福島県を初め、県内の自治体や議会から廃炉を再三求められていたことからすると、余りに遅過ぎる表明ですが、当然の判断です。原発を稼働してきた道県の中で、福島県が最初に原発ゼロを実現することになります。

高橋知事は、東電社長のこの廃炉表明をどう評価するのか、見解を伺います。

次に、泊原発の廃炉等についてです。

泊原発は停止から6年たち、この間、道内では1度も電力不足が起きていないのに、北電は、

あくまでも泊原発の再稼働に躍起です。

一方、原子力規制委員会の審査は、北電が審査申請書を提出してから5年もたつのに、いまだに先行きが見通せない状況が続いています。

常に、道民の6割以上が再稼働に反対している現実を踏まえれば、再稼働に固執せず、速やかな廃炉の決断をすべきと考えますが、いかがですか。知事が決断できないのであれば、道民投票で是非を問うべきではないか、あわせて伺います。

泊原発1号機、2号機は、営業運転から、1号機が29年、2号機が27年経過し、原則40年の運転期間まで、残り10年余りとなっています。老朽化した原発で事故の確率が高くなることは常識です。

先日、営業運転から36年が経過した伊方原発2号機について、2000億円とも言われる安全対策費の重い負担を理由に、四国電力が廃炉を決断しました。これで廃炉が決まったのは全国で9基目になります。

泊原発の安全対策についても、2000億円台半ばと見込まれていると同時に、多くの識者から、敷地直下の活断層の存在が指摘されています。

まずは、3号機に先立ち、即刻、1号機、2号機の廃炉の決断を北電に迫るべきと考えますが、見解を伺います。

原発事故時の避難退域時検査場所では、避難中の住民を対象に、一人一人問診を行って、安定ヨウ素剤の服用の可否を判定し、服用可能な住民については、安定ヨウ素剤の配付と予防的服用を準備するなどとなっています。

しかし、ことし2月に実施された泊地域の原子力防災訓練では、問診に住民1人当たりで平均数分程度を要し、広域避難中の全住民を対象に行うことは、時間的にはとても無理があるのではないかとの指摘があります。

住民の問診は、別途、事前に行うように見直しをすべきと考えますが、見解を伺います。

次に、種子法についてです。

種子法の廃止について、農業関係者だけではなく、消費者からも、遺伝子組み換え種の使用や農薬使用への不安、地域特有の品種や地方の独自の食文化が失われるのではないかとの不安が大きく広がっています。

種子法の対象となってきた主要品種の米、麦、大豆は、北海道農業を支える重要な農産物です。

道は、昨年の第1回定例会で、我が会派の質問に対し、種子法が民間の品種開発意欲を阻害するものではないとの認識を示し、知的財産権の流出が生じないことを求める旨の答弁をしていますが、それだけでは不十分です。

これまでの種子法の積極的な規制に穴をあけない条例の制定が必要です。既に、兵庫、新潟、埼玉の各県では、種子法にかわる新たな条例の制定を行っています。

日本の食料基地であり、広大な耕地面積を誇る北海道においては、特に、要綱、要領にとどま

ることなく、条例制定によって公的種子事業を継承していくことが強く求められます。知事の見解を伺います。

次に、地方交通について、まず、鉄路の維持存続とJR北海道の経営問題等についてです。

JR北海道の島田修社長は、6者会議の後、収支の見通しも示さないまま、道内の8区間について路線廃止に言及し、道内関係者を驚かせました。

道は、交通政策総合指針を基本に、地方路線の維持存続を求めてきたはずですが、島田社長の記者会見での表明は、これまでの地元市町村の真摯な議論を踏みにじる、廃線ありきの本音を吐露したものではないですか。

輸送密度200人未満の5区間を支援の対象外とするなど、路線廃止の既定事実化は許されません。

市町村に協議の促進を求めてきた道として、事業範囲見直しの対象の13区間に対する考えと今後の対応とともに、地元の声をどう反映させていくのか、伺います。

JR北海道問題の解決に、国の抜本的な支援は不可欠ですが、今回の6者会議でも、国の方向性は明らかになっていません。解決に向けた主導的役割を道が果たしていないことが大きな問題です。

路線の維持存続に向けた抜本的支援策を国が示すよう、道の役割の発揮を改めて知事に求めますが、明確にお答えください。

次に、北海道新幹線についてです。

北海道新幹線が、当初の予想をはるかに超える、年に103億円もの事業赤字を出しました。鉄道事業の赤字とともに、双子の赤字ともいべきものです。

道として、この事態をどう評価し、今後の収支見通しや事業経営への影響についてどうお考えか。

札幌延伸についても、今後の交通需要予測の再検証と収支採算性の再検討が必要と考えますが、道はどのように認識しているのか。

新幹線の赤字の穴埋めに、地方路線の維持存続や保線、整備が犠牲になることは許されません。知事はどう考えるか、伺います。

最後に、教育行政に関して、教育の機会均等についてですが、教育基本法による教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう配慮し、実施すべきものとして、就学援助の制度があります。

10月から予定されている生活保護基準の引き下げの影響を受け、就学援助についても、2019年度から対象の縮小を検討する自治体があるとの報道がされています。

第1回定例道議会において、知事は、生活保護基準の引き下げに伴う影響ができる限り及ばないよう周知徹底すると答弁していましたが、こうした対象の縮小の動きが出ていることをどのように受けとめているか、知事及び教育長に伺います。

就学援助の縮小は、子どもの教育格差、貧困の連鎖につながりかねません。教育の機会均等が

奪われることのないよう、就学援助の縮小に至らないよう対応すべきと考えますが、知事及び教育長の見解を伺います。

就学援助を受けられるのは中学生までです。高校入学の準備にこんなにお金がかかるとは思っていなかったとの声が聞かれるように、制服、体操着、副教材などに加え、小中学生まではかからなかった教科書代、通学費なども保護者の新たな負担となります。

生活保護世帯と住民税非課税世帯を対象にした、返済が不要の高校生等奨学給付金制度は、就学援助に比べて支給対象が狭く、就学援助の対象になるような高校生の2割は対象外となると聞きます。本道の実態はどうか、伺います。

また、高校生等奨学給付金制度の支給基準を就学援助の条件と同等に引き上げ、支給額増に向けた取り組みが急がれると考えますが、教育長の見解を伺います。

教職員配置の欠員についてですが、今春、子どもたちが希望と夢を膨らませて迎えた新学期に、教員不足のため、臨時担任で対応するという事態が起きました。

道教育庁によると、全道の小中学校で計75人の教員を充当できない状況があったとのことですが、新学期から、児童生徒の安心、安全な学校生活の基礎を揺るがすゆゆしき事態です。道費教職員の不足と影響について、教育長の認識を伺います。

教員不足の要因には、苛酷な職場環境が改善されない問題や、期限付きの不安定な任用が本採用につながらないことなど、構造的な問題があります。こうした課題を先送りすることによる児童生徒の教育環境への影響ははかり知れません。改善に向けて、どのように取り組むのか、教育長の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）菊地議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、公文書管理などについてであります。今月初旬、財務省においては、森友学園案件に係る決裁文書の改ざんなどに関して、調査報告書を公表し、改ざんが行われていた事実を認め、関係職員の処分などを行ったものと承知いたしております。

公文書の改ざんは、あってはならないことであり、また、今回の事案は、財務省に限らず、行政全体の信頼を損なうもので、大変遺憾であります。

国においては、国民の信頼を回復するため、公文書の適正な管理などに全力で取り組むべきと考えます。

次に、北朝鮮問題への対応についてであります。北朝鮮の核・ミサイル開発が、我が国を含む地域及び国際社会の安全を著しく損なう重大かつ深刻な脅威となっている中、さきの米朝首脳会談において、朝鮮半島の完全な非核化に取り組むことなどが合意されたことは、重要な意義を有するものと認識いたします。

この合意が、道民の皆様方を初め、我が国及び北東アジアの平和と安定のため、迅速かつ完全に履行されることを期待するとともに、国においては、引き続き、拉致問題の解決に向けて、国

際社会と協調しながら取り組むべきと考えます。

次に、道内における日米共同訓練などについてであります。自衛隊の活動は、我が国の平和と安全を守ることはもとより、災害時における人命救助や生活支援など、大変重要な役割を担っていることから、道では、自衛隊駐屯地等連絡協議会と連携協力し、本道における自衛隊の体制の維持強化について、国に対して要請をしてくれているところであります。

今年度の日米共同訓練などは、4月の千歳基地への訓練移転のほか、3回予定されており、詳細については、今後、国により情報が提供されることとなっております。

私といたしましては、本道で実施されるいかなる訓練においても、道民の皆様の安全、安心が確保されることが何よりも重要であることから、訓練の実施に当たっては、国に対し、十分な説明のほか、道民生活に不安を与え、支障を来すことがないように、最大限の配慮を求めてまいります。

次に、道の工事契約に関する指名停止に伴う取り扱いについてであります。道では、このたび、落札者が、贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害または談合に該当して指名停止を受けた場合は、仮契約を解除または契約を締結しないこととするとともに、その他の指名停止についても、重大かつ悪質で社会的影響が著しく大きい事案については同様の取り扱いとするよう、関係通達を改正したところであります。

なお、贈賄等以外の指名停止事案については、態様や処分期間もさまざまであり、一律に取り扱うことは困難であることから、その判断に際しては、法制面や技術面といった専門的な知見なども伺うなどして、公正性、透明性の確保に努めてまいります。

次に、I Rについてであります。国が成長戦略の一つに位置づける日本型I Rは、これまでにない規模とクオリティーを有する総合的なリゾートとして、世界じゅうから観光客を集め、全国各地に送り出すことにより、地域の活性化を図ることを狙いとしており、本道にI Rを整備する場合においても、海外から多くの観光客を呼び寄せ、道内各地に送り込む機能を持たせることが重要と考えます。

道といたしましては、こうした観点に立って、本道にふさわしい機能や、優先すべき候補地に加え、ギャンブル依存症を初め、社会的影響への対策などについて、さらに検討を進めてまいります。

次に、原発についてであります。原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、国が責任を持って、安全性やエネルギー政策上の必要性などに関する説明を行うべきものと考えます。

泊発電所については、原子力規制委員会における厳正な審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはありませんが、私といたしましては、泊発電所に関して具体的な内容が示された場合には、道議会での御議論などを踏まえながら、適切に対応していかねばならないと考えるところであります。

次に、泊発電所についてであります。泊発電所については、現在、原子力規制委員会からの指摘に対し、北電において、さまざまな視点から検討が行われていると聞いております。

原発の安全向上については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で取り組まれるべきものでありますことから、道といたしましては、北電に対し、規制委員会の審査に真摯に対応するとともに、事業者として、常に規制以上の安全レベルの達成に向けて不断に取り組むよう、引き続き求めてまいります。

次に、優良な種子の安定供給についてであります。本道農業において、稲や麦、大豆は基幹的な農作物であり、その生産において、優良な種子の安定供給は不可欠と考えるものであります。

このため、道といたしましては、本年度は、種子の生産や審査などに係る要綱等の整備を進め、必要な予算を確保し、種子の供給を図っていくところであります。

平成31年度以降に向けては、本年度の種子生産の実施状況の検証を踏まえ、需要に応じた、安全で優良な種子を供給できる体制の確立に向け、それぞれの地域でこうした農作物の安定生産に努力されている農業者などからの意見や議会議論を十分に踏まえつつ、新たなルールづくりに取り組んでまいります。

最後に、J R北海道の経営再生についてであります。道では、持続的な鉄道網の確立に向けては、本年3月に策定をした交通政策総合指針に基づき、関係者が一体となって、十分に議論を尽くしていくことが何より重要であるとするものであり、先般、J R北海道の社長に対し、指針の考え方を十分に踏まえ、地域と真摯に向き合い、丁寧な議論を積み重ねながら、方向性を見出していくよう、私から直接申し入れを行ったところであり、今後とも強く求めてまいります。

また、道といたしましては、今回の関係者会議でも、J R北海道の経営再生に中心的な役割を果たす国に対して、本道固有のコストである青函トンネルの維持管理に要する経費の負担軽減を図ることや、鉄道・運輸機構の特例業務勘定を活用した支援制度の創設を要請するとともに、道や市町村の厳しい財政状況に十分配慮した上で、国の支援の考え方を早期に示すよう、改めて申し入れたところであり、引き続き、強く求めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 会計管理者兼出納局長小玉俊宏君。

○会計管理者兼出納局長小玉俊宏君（登壇）道の工事契約に関し、事務処理の迅速化についてであります。指名停止の決定に当たりましては、このたびの改正により標準処理期間を定め、その期間内に審議を行うことにより、事務処理の公正性を担保することといたしました。

また、指名停止要件のうち、贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害または談合に該当する場合には、報道や公正取引委員会のホームページ等により、その事実を把握した後、直ちに、指名停止の決定と仮契約の解除等の手続を行うこととしたところであり、道では、こうした見直しにより、迅速な事務処理と適正な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 経済部観光振興監本間研一君。

○**経済部観光振興監本間研一君**（登壇）カジノ等に関しまして、初めに、IR整備法案についてでございますが、国際会議場を初め、エンターテインメント施設や高級宿泊施設などの集客・交流機能を持つIRにつきましては、観光振興や地域経済の活性化などの大きな推進力になることが期待されます一方で、カジノ行為に関します刑法との整合性の問題や、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあるところでございます。

国会におきましては、こうした観点を含め、現在もなお審議が進められていると承知しており、道といたしましては、こうした動向等を見きわめながら、IRに関する検討を進めてまいります。

次に、カジノ規制などについてでございますが、IR整備法案におけるカジノ規制につきましては、IRの導入後にギャンブル依存症の割合が低減しましたシンガポールの制度を参考に、入場回数の制限や入場料の設定のほか、カジノ事業者に対し、本人、家族の申し出による利用制限措置や入場者への相談対応等を義務づけるなど、さまざまな措置が講じられているものと承知しております。

IRの導入に伴い懸念されるギャンブル依存症につきましては、こうした規制に加えまして、市町村、医療機関、民間団体等との連携のもと、ギャンブル等々の問題で相談や治療を要する方々への支援など、体系的な対策を図っていくことが必要と考えております。

以上でございます。

○**副議長勝部賢志君** 経済部長倉本博史君。

○**経済部長倉本博史君**（登壇）原発政策等に関し、福島第二原子力発電所についてでございますが、今日14日、東京電力ホールディングスの小早川社長が福島県の内堀知事と面会し、福島第二原子力発電所については、福島第一原子力発電所の廃炉とトータルで地域の安心に沿うものとすべく、全機を廃炉とする方向で具体的に検討を進める旨を伝えたと承知しております。

東京電力福島第一原子力発電所の事故では、発生から約7年が経過する現在も、約2万4000人の人々が避難指示の対象となるなど、住民生活や社会経済に甚大な影響を与えているところであり、東京電力においては、こうした状況も踏まえて判断されたものと考えております。

以上でございます。

○**副議長勝部賢志君** 保健福祉部長佐藤敏君。

○**保健福祉部長佐藤敏君**（登壇）原発に関し、安定ヨウ素剤の緊急配付についてでございますが、道では、原子力災害対策指針に基づき、UPZにおいて一時移転などが必要となった場合は、避難経路上において安定ヨウ素剤を配付することといたしてございまして、配付に当たりましては、副作用を避ける観点から、住民の身体の状態を確認する必要があるため、医療従事者等による問診を行う取り扱いとしております。

そのため、平時から、安定ヨウ素剤を備蓄、管理するとともに、配付手順等について定めるなど、安定ヨウ素剤の緊急配付に必要な体制の整備に努めてきたところでございます。

道といたしましては、安定ヨウ素剤の配付が円滑かつ速やかに行われますよう、今後とも、関

係町村や関係団体と連携をし、研修会の開催や、毎年実施している原子力防災訓練の中で、問診を含めた配付手順の確認を行うなどして、住民の方々が不安を持つことのないよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）北海道新幹線の収支についてでございますが、JR北海道では、北海道新幹線は、青函トンネルの維持管理に要するコスト負担や、札幌開業を見越した総合車両基地等の維持に係る固定費の発生などの特殊要因により、当面の収支は厳しくなるものの、札幌開業により、さらなる高速化の実現と相まって、より多くの方々の利用が見込まれることなどから、収支は改善するとしてございます。

道といたしましては、札幌までの一日も早い開業が、JR北海道の経営再生の観点からも必要と考えており、今後とも、国等に必要な支援を要請するとともに、新幹線のさらなる高速化を初め、利用促進や機運醸成に向けた取り組みを実施するなど、新幹線の開業効果が全道に波及し、持続的な鉄道網の確立に資するよう、引き続き、関係団体の皆様と連携を図りながら、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇）教育行政に関し、就学援助についてでございますが、国においては、生活保護基準の見直しに伴い、できる限り就学援助など他の制度に影響が及ばないようにするとの対応方針を示しているところであり、道では、本年4月に、この対応方針を踏まえ、適切な対応に配慮いただくよう、各市町村に通知したところでございます。

就学援助制度につきましては、経済的理由により就学が困難な児童生徒の義務教育機会の確保に重要な役割を果たしておりますことから、道といたしましては、道教委と連携しながら、このたびの見直しによって就学援助の実施に影響が及ばないように、国に対し、必要な財源措置について要望するなど、北海道で育つ全ての子どもたちが質の高い教育を受けられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）菊地議員の御質問にお答えをいたします。

教育行政に関し、まず、就学援助についてであります。このたびの生活保護基準の見直しに際して、国においては、就学援助を含め、他の制度に影響が及ばないことを対応方針としているところであり、道教委といたしましては、知事部局と連携をし、就学援助の実施に影響が生じないように、国に対し、必要な財政措置について要望してまいりたいと考えてございます。

また、市町村に対しましては、今後、文部科学省から示される国の取り組みの趣旨等を丁寧に説明し、適切に対応していただくよう働きかけるなどして、保護者の経済状況などにかかわら

ず、全ての子どもたちが等しく教育を受けることができるよう取り組んでまいります。

次に、奨学のための給付金についてであります。道教委では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、所得が一定水準を下回る世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度から、国の制度を活用し、返還の必要がない奨学のための給付金を支給しており、平成29年度の道内の公立高校における受給率は16%となっております。

なお、小中学校における就学援助は所得制限が異なっており、その受給率については、直近の平成27年度調査で21.6%となっております。

道教委といたしましては、これまで、給付額の引き上げなどを国に要望し、第1子の高校生がいる世帯に対する給付額などが年々増加しているところではありますが、今後も引き続き、給付額のさらなる引き上げや所得制限の緩和など、制度の拡充について、全国都道府県教育委員会連合会と連携しながら、国に対して要望してまいります。

最後に、教員の欠員への対応などについてであります。学校において欠員が生じ、学級担任を固定できない場合などには、児童生徒に不安が生ずることもありますことから、校長等の管理職などがかわって授業や校務分掌を担当し、児童生徒に影響が生じないように対応しているところではありますが、少なからず教職員に負担が生じているものと考えております。

このため、道教委といたしましては、今後、学校における働き方改革を着実に推進し、健康で生き生きと勤務できる環境の整備に努めるほか、今年度から、一定期間勤務した期限つき教員等を対象とした特別選考検査を実施し、実践的指導力にすぐれた人材を採用していくこととしており、こうしたさまざまな取り組みを、教員養成課程のある大学の協力を得まして、教員を志す学生に積極的に情報発信するなどして、教員としてふさわしい資質や能力を備えた、より多くの人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 菊地葉子さん。

○1番菊地葉子君（登壇・拍手）指摘を交え、再質問をします。

初めに、自衛隊と米軍の道内での訓練についてです。

日米共同訓練等について、詳細は国から情報が提供されることになっているとのお答えでしたが、これまでも、道民生活に影響を与えかねない訓練機の飛行について、時期や経路が全く示されない事態が続いてきました。

道民の不安を伝え、必要な情報が明らかになるよう、役割を果たしていただきたいと指摘いたします。

次に、仮契約の解除等の対象についてです。

ただいまの答弁で、贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害または談合の9要件は、例外なく仮契約の解除等を行い、その他の12要件は事案ごとに判断するとのことでしたが、12要件の中には、虚偽記載や、安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故など、決して軽微とは言えないものがあります。

要件を絞らず、全てを仮契約の解除等の対象としている東京都などと比べ、道の取り扱いは甘いのではないか。

このような指名停止要件についても、9要件と同様に、例外なく仮契約の解除等を行うことができるようにすべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、カジノ等についてです。

専門家からは、週に3回もカジノに通えば立派な依存症と厳しく指摘されております。依存症を防ぐ水準の規制とは到底言えないのではないか。

警察庁の資料では、2017年度に、道内でパチンコ依存に起因する犯罪は85件、ギャンブル依存に起因する犯罪は28件にも上り、遊興費への充当のために犯罪を起こす人が1000人以上いたことが明らかになっています。

ギャンブルに起因する犯罪が現在もこれだけ多い中で、カジノの誘致でギャンブル依存症がさらにふえるという道民の不安に対して、知事はどう応えるのか、伺います。

外国人観光客数は、2016年度で2403万人と、2011年度の622万人と比べて4倍近くに伸びております。既にカジノを有するシンガポールの1.7倍の増加と比べると、その差は一目瞭然です。

本道観光の魅力は、四季折々の節ごとに異なった表情を見せてくれる豊かな大自然の美しさです。

篠原昌彦 小牧駒澤大学名誉教授は、豊かな自然をアピールし続ければ観光客がふえる、自然を破壊してまでつくるのはむしろ損害と指摘しております。

本道観光の本来の魅力を破壊してまでカジノを誘致する意義が一体どこにあるのか、知事の明確なお答えを伺います。

次に、泊原発の廃炉についてです。

もともと危険が伴う原発は、長期間、運転すればするほど、放射線にさらされる原子炉がもろくなり、配管などの設備が老朽化し、ますます危険性が高まります。

ましてや、福島原発の事故が証明しているように、原発自体はいまだ未完成の技術であり、運転延長は、国民の命を脅かす最悪の手段です。停止した原発の再稼働は断念して、廃炉に向かうことこそ、原発事故の教訓を真に生かす道であります。

また、小野有五北大名誉教授を初め、多くの識者から、原発敷地の直下に活断層が存在すると指摘され、北電が存在を否定できない泊原発1号機、2号機については、道民の安全を守るためにも、まずは廃炉にすべきであります。再度、知事の見解を伺います。

次に、種子法についてです。

優良な種子の安定供給について、来年度以降に向けて新たなルールづくりに取り組むとの答弁がありました。

公的種子の安定的な供給を確かなものにするには喫緊の課題であり、条例制定のための作業に、今定例会以降できるだけ早い時期に着手すべきと指摘します。

最後に、地方交通についてです。

J R北海道の事業範囲見直し問題で、知事は、2回目の6者会議の席上、あくまで経営に責任を有するのはJ R北海道自身であると話されましたが、同感です。

この間、線区別の輸送密度には改善も見られ、道民が利用拡大をしようと努力していることが浮き彫りになりました。まずは、J R北海道の自助努力が必要です。道は、地域の意見を尊重し、協議を踏まえた結論の上に立って対応することが必要です。

J R北海道の問題で、日本共産党道議団は、先月25日、国土交通省と財務省に、国の抜本的な支援に係る要請を行いました。国交省は、夏に具体的支援策をまとめるとしましたが、その際、地元の負担を否定しませんでした。

そもそも、J R北海道の経営の困難は、J R北海道の発足時に準備された経営安定基金の運用益が低金利によって減少したことが最大の要因です。

限られた予算をやりくりしている市町村に財政負担を求めるのではなく、J R北海道の経営改善の努力と国の抜本的支援を求めることが重要と考えます。知事の見解を伺います。

北海道新幹線について、知事は、5月18日の記者会見で、札幌延伸の前倒しにとどまらず、できれば稚内までの延伸の議論を進めることにまで言及しました。北海道新幹線の予測を超える大幅な赤字が明らかとなった直後に、このような発言をしたことの意味は何か。札幌延伸後の収支見通しさえ不確かな中で、余りに軽率な発言ではありませんか。

先ほどの答弁では、札幌開業さえすればJ R北海道の経営再生が果たせるかのような考えが示されましたが、根拠はありますか。

道としても、今後の交通需要予測と収支採算性の再検証、再検討が必要です。

収支改善の見通しと、札幌開業に伴う損益分岐点をJ R北海道に明らかにさせることも必要と考えますが、道の考え方を伺います。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）菊地議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、仮契約の解除等の取り扱いについてであります。贈賄等以外の指名停止要件としては、虚偽記載や粗雑な工事、安全管理措置の不適切といった事案がありますが、それぞれ、過失の度合いや損害の程度なども多様であり、指名停止の期間が2週間という短いものも多く含まれていることなどから、一律に仮契約の解除等を行うことは難しいものと考えます。

今後、道では、こうした贈賄等以外の指名停止要件にあっても、個々の事案ごとにしっかりと評価を行い、重大かつ悪質で、社会的影響の著しく大きなものについては、厳正に対処してまいります。

次に、ギャンブル依存症などについてであります。I Rの導入に伴い懸念されるギャンブル依存症については、I R整備法に基づくカジノ規制に加え、市町村や医療機関、民間団体等と連携をし、相談や治療を要する方々への支援など、体系的な対策を図っていくことが必要であり、こうした視点も踏まえ、引き続き、I Rについて検討を進めてまいります。

次に、I Rについてであります。I Rは、大規模なM I C E施設を初め、さまざまな集客・交流機能を備えた統合型リゾートであり、国内外からのさらなる誘客促進を目指す上で課題となっている季節偏在の解消や、滞在周遊型観光の促進といった面からも、その効果が期待される所でございます。

私といたしましては、こうした観点も踏まえ、ギャンブル依存症を初めとする社会的影響への対策や、食、自然といった強みを生かした北海道にふさわしいI Rのあり方などについて、引き続き検討を進めてまいります。

次に、泊原発についてであります。原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、原子力規制委員会において、厳正な審査、確認が徹底されるとともに、国が責任を持って、安全性やエネルギー政策上の必要性などに関する説明を行うべきものと考えております。

道といたしましては、北電に対し、原子力規制委員会の審査に真摯に対応するとともに、事業者として、常に規制以上の安全レベルの達成に向けて不断に取り組むよう、引き続き求めてまいります。

次に、J R北海道に係る今後の取り組みについてであります。J R北海道の経営再生と持続的な鉄道網の確立に向けては、J R北海道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域においても、可能な限りの協力、支援を行うことが重要であります。

道といたしましては、こうした考えのもと、J R北海道に対し、関係者会議での議論や地域の意見などを踏まえ、「経営再生の見通し」（案）をさらに具体化するよう、また、国に対しては、道や市町村の厳しい財政状況に十分配慮した上で、支援についての考え方を早期に示すよう、引き続き強く求めてまいります。

最後に、北海道新幹線についてであります。国及びJ R北海道によりますと、北海道新幹線については、札幌開業により、さらなる高速化と相まって、より多くの方々の利用が見込まれることなどから、収支は改善するとしている所であり、道といたしましては、収支の改善などについて地域の皆様に対して丁寧に説明するよう、引き続き、J R北海道に対して求めてまいりたいと考えております。

道といたしましては、札幌までの一日も早い開業が、J R北海道の経営再生の観点からも必要と考えております。新幹線の開業効果が全道に波及をし、持続的な鉄道網の確立に資するよう、引き続き、関係団体と連携を図りながら、積極的に取り組んでまいります。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 菊地葉子さん。

○1番菊地葉子君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交え、再々質問をします。

まず、泊原発1号機、2号機の廃炉についてです。

知事は、私が再質問でも求めた廃炉にかかわるみずからの見解を全く示さず、泊原発の安全性の確保を国や北電に委ねるだけの答弁を繰り返しました。こちらの質問にまともに答えない点では、安倍首相が、森友、加計問題で見せた論点ずらしのように、極めて不誠実な対応だと言わざ

るを得ません。

老朽化した原発の酷使により危険性が高まることは、2004年に11名の死傷者を出した福井県的美浜原発3号機の蒸気噴出事故などでも既に明らかです。

さらに、泊原発1号機、2号機の直下に活断層の存在が指摘され、周辺には、定期的な噴火が想定される火山が存在するのに、北電は、原子力規制委員会に満足な説明さえできていないのが現状ではありませんか。

知事には、みずからも公言するように、道民の生命、身体、財産、安全を守る重大な責務があるのです。であるならば、危険性が払拭できない泊原発は廃炉の方向に転換すべきです。それこそが、知事公約の原発に依存しない北海道に近づく唯一の道であることを強く指摘しておきます。

次に、カジノ等についてです。

知事は、ギャンブル依存症に苦しむ方の声を直接聞いたことがありますか。

元閣脇の貴闘力さんは、みずから、ギャンブルから抜け出せなくなった過去を赤裸々に語っています。これまでギャンブルで負けたのは5億円以上で、今でも克服できていないという貴闘力さんの言葉に、ギャンブル依存症の深刻さがあらわれています。

まず、知事みずからがギャンブル依存症患者の方から直接お話を聞くべきですが、そのお考えはあるのか、伺います。

知事は、カジノを道内に誘致するかどうかについて明言せず、なお時間を要すると繰り返し答弁しています。

では、なぜ、2月のIR議員連盟の総会で、四、五カ所の区域認定を行っていただきたいと、カジノ誘致を目指す苫小牧市長と一緒に要請に行ったのですか。既にカジノ誘致の先頭に立ってきたのが知事ではないですか。

国会議員には、カジノをもっとつくれと要請しておきながら、道議会の答弁では、曖昧な態度で逃げ切ろうとするやり方は、道民から厳しく批判されるものと自覚すべきです。

IRという言葉で幾らごまかしても、ばくちの本質が変わるわけではありません。そもそも、他人の不幸から生まれるばくちのもうけを成長戦略の柱に据え、地域振興に活用する発想自体が不健全です。

知事、今すぐ、北海道へのカジノ誘致は行わないと宣言すべきです。明確な答弁を求めます。

最後に、北海道新幹線についてです。

北海道新幹線は、日本でただ一つ、赤字のJR会社が着工を進める整備新幹線です。

私たちが、JR北海道の経営と鉄道の存続問題について政府へ要請をしたときに、新幹線事業について、国の担当者でさえも、見通しを持って事業を進めるべきだと厳しい態度を示していました。

道においても、今後の見通しを明らかにしなければ、このまま事業を進めることは困難だという強い態度で、JR北海道に新幹線事業の収支採算性などを求めるよう、強く指摘いたします。

以上、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）菊地議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、ギャンブル依存症対策などについてであります。道といたしましては、市町村、医療機関、民間団体等との連携のもと、ギャンブル等の問題で相談や治療を要する方々への支援など、体系的な依存症対策を推進していくこととしているところであり、こうした中で、専門家を初め、幅広い方々の御意見を伺いながら、引き続き、IRについて検討を進めてまいる考えであります。

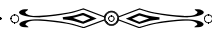
次に、IRについてであります。多様な集客・交流機能を備えたIRは、本道の発展に資することが期待される一方で、カジノ設置に伴うさまざまな影響も懸念されており、私といたしましては、こうした観点も踏まえ、ギャンブル依存症を初めとする社会的影響への対策や、北海道にふさわしいIRのあり方などについてさらに検討を進め、適切に判断をしてまいる考えであります。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 菊地葉子さんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩



午後3時1分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

道見泰憲君。

○16番道見泰憲君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従い、知事と教育長に質問をさせていただきます。

最初に、新エネルギー導入の加速化について伺います。

国は、2030年に向けた長期エネルギー需給見通しの中で、エネルギーミックスについて、再生可能エネルギーの比率を22%から24%と位置づけています。いわば原子力発電と並び主力電源化するとしていて、省エネルギーとあわせたさまざまな対策を打ち出してきました。

知事は、北海道が新エネルギーの宝庫であることを訴えてきていて、道も、国策に呼応する流れで、道内における新エネルギー導入の加速化を掲げて、政策実現のために取り組んできていることと承知しています。

そこで伺います。

まず、民間活力の活性化について伺います。

広大な面積を有する私たちの北海道は、誰もが認める新エネルギー資源の宝庫であると言えます。一概に新エネルギーと言ってもさまざまですが、地産地消モデルを確立させる小規模発熱電

事業の振興を拡大していくことが必要であり、まさに急務であると考えています。

自治体や農協、森林組合、地元企業等が力を合わせて新エネルギー導入の加速化を実現させることができる環境、言い換えれば民間の力を最大限に活用した政策の実現が欠かせないのだと確信しています。

道では、このたび、エネルギー地産地消スタートアップ支援事業委託業務について、事業者の審査を終え、契約締結の運びになるとお聞きをしています。

新エネルギー導入の加速化へ向けて何を期待し、その道のどの位置づけで本事業に着手することとしたのか、見解を伺います。

次に、民間活力を阻害している要因について伺います。

論ずるまでもなく、新エネルギー事業に、系統制約や接続拒否を原因として着手できない自治体を含めた事業者が全道一円で続出しており、後に述べることになる電力システム改革の発送電分離等に向けて、その課題は明確になってきています。

道は、それらの要因をどのように捉えて、どんな対策をとってきたのか、また、とっていかうとしているのか、見解を伺います。

次に、新エネルギー導入加速化基金について伺います。

私は、道内各地の新エネルギー事業所の視察や、その準備段階の関係者との議論を重ねてきたところであります。それは今後も積極的に続けていきたいと考えております。

その中で多く寄せられることの一つとして、事業開始時のみではなく、メンテナンスや設備更新時の資金供給が欠かせないとの要望をいただいているところであります。

導入の加速化を緩めることはできませんが、今後20年間に限ることなく、道内における主要電源化を図っていくためにも、基金の継続や拡大と幅広い運用が求められております。見解を伺います。

これまで述べてきたように、省エネルギー・新エネルギー関連補助事業については、広く道民の期待を担うものであり、同時に、北海道が、農業や観光と同じように、エネルギー大国として立っていくために欠かすことのできない政策であることは明白です。

新エネルギー政策が目指す着地点を明らかにしながら、道民と共有し、自治体や事業者に理解を求めて、新エネルギー産業の振興を実現していかなければなりません。

本事業の今後の継続と規模拡大の見込みについても伺っておきます。

次に、風力発電所の建設について伺います。

さきの新聞報道によりますと、現在、留寿都村で大規模な風力発電所の計画が進行しています。

当初、伊達市大滝区など、周辺の4市町村に50基の風車を分散設置する計画でしたが、地域住民の反対や、期待した風力が出ないとの理由で、本年4月に建設地を留寿都村のみに変更する方針を村に伝えています。

現在、道が推進している新エネルギー政策と観光政策、そして環境政策がそれぞれ一歩も譲れ

ない状態に陥ったときに、道は、どのように関与や判断を行い、将来の道民の元気な暮らしを保とうとするのでしょうか。

環境アセスメントは、環境影響評価法に基づき、事業者によって進められるものですが、一方で、道として無関心でいられるはずがありません。環境アセスメント上で道が果たす役割や立場から、何も方針を打ち出せないでいることを甘受することは、道民の利益に反することなのだと思っております。

特に、大規模な開発行為が伴う事業に関しては、主体となる事業者と自治体が、道や周辺自治体、地域住民、地元商工団体の意を十分に承知しながら推進しなければならないのであり、時に、道や自治体は、相反することとなる政策の決断や修正を図らなければならないと考えております。

そこで、知事にお聞きします。

まず、知事意見について伺います。

昨年、経済産業大臣に提出された知事意見によれば、そのほとんどについて、環境影響を確実に回避または低減することを求めている、事業の規模を縮小することや事業計画の見直しを求めています。これは、前述のとおり伊達市大滝区の風車設置を取りやめたことによって満足させられたことになるのでしょうか。

知事意見によると、当初計画の段階で計画地域全体に対しての適用であるならば、計画地域を留寿都村に限定することで、環境影響を回避または低減したことにはならないと判断ができません。

この知事意見に対して、経済産業省はどのような審査を行い、当該事業者はどのような対応を行ったのでしょうか。

「手続きフロー図」によると、事業者は、方法書の段階で住民意見を取りまとめることになっていますが、事業者や留寿都村の説明と、周辺自治体、地域住民、地元商工団体の意見が実態と乖離していることが考えられます。見解を伺います。

次に、道の見解を伺います。

道は、これまで、国の施策に基づいた、道内における新エネルギー導入の加速化を推し進めてきています。この見地から、当該計画について、どのような見解をお持ちなのでしょうか。

新エネルギーの種類を問わず、施策を推進する立場にあるならば、自治体や地元住民、商工団体との調整を担う役割は道にもあるものと考えています。

しかし、北海道の中にあつて、観光の重要かつ先進・成功地域であるニセコ町や留寿都村であることに鑑みれば、この計画について、その後の影響を想定すれば、手放しで推進の立場をとることができないことも明白です。

道として、粛々と環境アセスメントの進める補助的な立場をとることのみに頼らず、北海道全体の新エネルギー政策の立場から、地域住民、周辺自治体、地元商工団体との情報共有や積極的な関与を果たすことが必要だと考えています。決して、無制限、無秩序に推し進められる

ものではないと捉えています。

この問題は、何も、ニセコ町、留寿都村に限ったことではありません。道内のどこにでも起こり得る問題であることは明らかです。

知事は、北海道が新エネルギーの宝庫であることを自負されています。

この政策を推進しなければならないことはもちろんですが、同時に、観光政策や環境政策と相入れない場合においては、何を優先していくことになるのでしょうか。知事としてどのような立場をとっていくお考えであるのか、伺います。

次に、発送電分離に伴う道の役割について伺います。

現在、国が進める電力システム改革については、2015年4月に広域的運営推進機関の設立を、2016年4月に小売全面自由化を実施し、2020年4月に送配電部門の法的分離を迎えようとしております。

特に、北海道における電力事情については、課題が山積していて、広大な面積による地域事情、需要家の分散、さらに、泊発電所の長期停止に伴う火力燃料費等の増加を理由に2度にわたる値上げの実施によって、全国で一番高い電気を使わざるを得ないのが実情です。これは、産業経済基盤や道民の豊かな暮らしに大きな影を落としています。人口減少に耐え得る経済の活性化を実現させなければならない私たちにとって、喫緊の課題であることは自明です。

そこで伺います。

道では、発送電分離について、どのように認識をしているのでしょうか。

特に、新エネルギー導入の加速化に力を注ぐ道が、系統制約や接続拒否によって途方に暮れる全道各地の小規模発電事業者等に対して、この契機を通じて、どのような可能性を示すことができるようになるのでしょうか、道の認識を伺います。

次に、道のかかわり方について伺います。

送配電部門の法的分離の実施まで、残すところ1年10カ月となりました。

道は、電力システム改革について、どのような情報を収集し、分析してきたのでしょうか。

道内の電力事情の安定や新エネルギー導入の加速化を実現させていくための政策をもくろみ、その実現へ向けて見込まれる発送電事業者と連携してきたのでしょうか、伺います。

次に、発送電分離後に道が目指す姿についても伺っておきます。

国が示す電力システム改革の中で、電力市場の活発な競争を実現させるためにも、高い中立性を確保し、誰でも、自由かつ公平、平等に送配電ネットワークを利用できるようにすることが必須と示されております。

しかし、道内における送配電システムの現状は、絶対的優位により頻発する系統制約や接続拒否によって、新規小規模事業者の意欲をそぐものとしかなっていないのが実情です。これは、知事が目指す新エネルギー導入の加速化に反するものであり、望ましい状態であるとは言えません。

道が、現在の送配電システムを管理する事業者と、課題の洗い出しと調整を行って、将来の送

配電システムを管理する事業者に対して、目指す姿を示し、ルールに基づく系統の解放へ向けて、北海道が新エネルギー大国として立ち行くことができるようにしていかなければなりません。知事の見解を伺います。

次に、人材確保対策について伺います。

本道の雇用情勢は、平成29年度の有効求人倍率が1.11と、2年連続で1倍を超えていて、改善傾向にある一方で、あらゆる業種で人手不足が深刻な課題であることが社会問題化しています。こうした状況を踏まえて、道では、ことし3月に北海道人材確保対策推進本部を立ち上げたと承知しております。

生産年齢人口の減少が進むことで、労働力の絶対数が減り続けることは避けられません。人材の確保に向けて、移住やU・Iターンにより道外から人材を誘致する、あるいは、働き方改革を通じて、誰もが働きやすい環境を整備し、多様な人材の就労を促すという、大きく二つの手法があるという点について異論はありませんが、より効果的な対策の実施が必要となります。

そこで伺います。

対策本部の構成員を見ると、経済部のほか、農政部、水産林務部、建設部なども含まれていて、取り組み方針には、庁内はもとより、国、業界団体等とも連携して取り組みを推進することとされています。

地域においては、1次産業の担い手不足が深刻であり、また、建設業においても、現場での人材不足が理由となって、受注機会を逸失するという事態ともなっていると聞いております。特に、労働集約型産業においては喫緊の課題であることは言うまでもありません。

各種団体との連携が非常に重要と考えていますが、道庁には、北海道全体として取り組みを進める責務があつて、分野の縦割りを排除した連携を図る必要があります。

推進本部として、これまで、どのようなことをしてきたのか、どんな情報を共有してきたのかを含め、見解を伺います。

次に、札幌市との連携について伺います。

札幌市においても、道内のほかの地域と同様に、人材不足が大きな課題となっています。このため、札幌市では、東京にU・Iターンの相談窓口を設置しているほか、道外の大学との間で、U・Iターンに関する就職支援協定を結ぶなど、道外からの人材の誘致を積極的に行っております。また、多様な人材の就労に向けては、今年度、女性の働き方を支援する窓口の開設を予定しているなど、さまざまな取り組みを行っております。

北海道と札幌市の関係で考えると、地域から札幌に集まり、札幌から首都圏等を中心とした道外に多くの若者が流出しているという現状がある中で、札幌における人材確保と定着は全道的な課題であるとも言えます。

全国的に、人材確保が喫緊の課題となっている今、道と札幌市が、それぞれ実施している取り組みを共有して、お互いに補完し、あるいは相乗効果を生むような関係を構築することが必要となります。知事の見解と今後の取り組みについて伺います。

次に、丘珠空港の利活用について伺います。

道民が長く待ち望んでいた、丘珠空港の利活用の促進に向けた取り組みの連携については、平成28年6月に知事と札幌市長が合意をしております。同年7月には、丘珠空港の利活用に関する検討会議が設置され、平成30年2月には報告書がまとめられています。この報告書については、これまで停滞してきた窮状に鑑みたときに、経済界としても、そのできは十分に評価しているとお聞きをしたところです。

北海道の人口減少によって失われる経済損失分を補う効果が高い活性化対策の一つとして、丘珠空港の利活用を最大限まで生かさなければならないことは、これまで議論してきたとおりなのであります。

道内7空港の運営の民間委託の準備が着々と進む今となつては、道内はもとより、国内の空港間の競争が激化してくることは必須です。国内において、発展していく空港と衰退していく空港が明確化してきていると考えられています。やり遂げなければならない理由が、そこにあるのです。

平成23年に13万人程度にまで落ち込んでいた丘珠空港の旅客数は、フジドリームエアラインズの定期便の就航などによって、平成29年には25万人を超えるまでに至っています。

先ほども述べたように、やり遂げなければならない理由があるのですから、旅客数を300万人とする場合と、500万人とする場合の各施策はおのずと異なるのですし、さらに、その先を目指さなければならない丘珠空港のポテンシャルを北海道の元気の源としていくためには、まちづくりとして、いつまでに、何を、どれくらい目指すのか、札幌市と力を合わせて具体的に定めていかなければならない段階に入っていることは明らかです。

これまで以上に札幌市と力を合わせて、国に協力を求めながら、一日も早く丘珠空港の具体的な利活用策について検討を推進していかなければならない北海道としての見解を知事に伺います。

次に、道が独自に制定している日等について伺います。

道では、現在、各部局において、例えば、7月13日は「飲酒運転根絶の日」、7月17日は「北海道みんなの日」など、18の日が制定されていると伺っています。

一方、過去に制定された日で廃止されたものについて、その数や経緯の把握は難しいのが現状であると推察をしています。

それぞれ、政策を推進するために制定し、必要性が薄れていった等の理由で廃止したものとは思いますが、その政策目標に照らして、啓発のための日の取り組み内容などを一元的に把握する仕組みが必要と考えますが、見解を伺います。

次に、国などが制定している日等について伺います。

現在制定されている日で、道民に関係が深いものは、道が独自に制定している日に限られるわけではありません。例えば、毎年2月7日の「北方領土の日」は、国を挙げて取り組まれている好例ではありますが、北方領土返還運動の後継者育成などの課題を抱えている状態で、返還運動

の見直しについて、全国的に議論されている段階とお聞きをしています。

このように、国や関係団体などが制定した日についても、道民に対して一層の理解を促す必要があるものについては、道としても、その周知や国と連携した取り組みなどを進めていくことが重要だと思いますが、道では、どのように取り組んでいるのか、伺います。

次に、教育現場での取り組みについても伺います。

委員会議論の場でも指摘をしたところですが、行政による常套手段としての「〇〇の日」の制定や、行事、イベントの開催だけでは、その目的を果たすまでに至ることはかなわないと考えております。

これらは、個人の道徳観や倫理観が大きく影響するものであり、成長過程における教育や社会生活の中で繰り返し教育されることで養われる道民気質、地域性によるものだと考えているのです。

その効果を拡大、浸透させていくためには、教育現場等での継続的な取り組みが欠かせないと考えています。教育長の見解を伺います。

次に、今後の取り組みについて伺います。

道が独自に制定している日等については、学校教育や社会教育に向けて適した資料を、所管する部局が、教育対象ごとや年度ごとに、目的に沿った形で用意して、教育委員会に提供し、総務部学事課と教育委員会は、学習指導要領等を踏まえて提示し、各学校や子どもたちが任意に選択した資料を活用し、制定の目的を果たし、深めていくことができるよう、仕組みをしつらえておく必要があります。

その目的効果を高めるためには、家庭教育や学校教育、社会教育等の段階に応じ、継続した教育機会の提供が必要となっていて、道庁全体の支援のもとで、教育委員会が果たさなければならない役割であると考えます。

早速取り組んでいただきたい施策であると考えておりますが、教育長としての見解を伺います。

以上で、再質問を留保し、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）道見議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、新エネルギー導入に関し、まず、電力系統への接続についてであります。道内に豊富に賦存する新エネルギーの導入を拡大していく上で、新エネルギーの供給の変動性に対応する調整力となる電力系統の規模が小さいことや、道内の風力発電等の適地と需要地を結ぶ地域間の送電網が脆弱であることなどが課題と認識いたします。

このため、道では、蓄電技術に関し、大型蓄電池実証事業の誘致を初め、道総研による、寒冷地における蓄電機能の研究開発を進めるほか、エネルギー種別ごとの課題の把握に努めるとともに、北本連系設備を含む送電網等の電力基盤の増強や、既存送電線の有効活用といった制度改正

の推進について、国等に対して働きかけを行うなど、本道の新エネルギーのポテンシャルが最大限に発揮されるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、新エネルギーの導入促進への対応についてであります。エネルギーは、暮らしと経済の基盤であり、身近な地域で自立的に確保できるエネルギー資源を最大限に活用し、活力ある地域社会の実現に寄与していくことが重要であります。

道では、これまで、新エネルギーの導入促進に向けて、エネルギーの地産地消など、市町村の取り組みに対し、構想や計画、事業化など、さまざまな段階に応じた、きめ細やかな支援を行い、徐々に取り組みが広がりつつあるところであります。

今後とも、新エネルギーの一層の導入拡大を図るため、新エネルギー導入加速化基金の活用はもとより、地域や企業の皆様と連携しながら、地域の特性、資源を効果的に活用する取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、風力発電所の建設に関し、まず、環境影響評価の手続についてであります。留寿都村などにおける風力発電事業については、昨年1月、事業者から道に対し、環境調査の範囲や予測・評価手法などを示した方法書が提出され、関係市町村長や住民の意見、さらには、学識者で構成される北海道環境影響評価審議会での審議を踏まえ、重大な環境影響を回避または十分低減できない場合は、事業計画を見直すことなどを内容とする知事意見を、昨年8月1日付で経済産業大臣に提出したところであり、経産省では、学識者による審査を経て、同月末、事業者に対し、知事意見とほぼ同様の勧告を行ったと承知いたしております。

現在、事業者は、環境影響に対する事業者側の考え方を示した準備書の作成中と承知しており、今後、準備書が提出された場合は、方法書と同様、関係者の意見や審議会での審議を踏まえ、環境保全上の観点から、知事意見を提出する考えであります。

次に、新エネルギーの導入についてであります。本道に豊富に賦存する新エネルギーを効果的に活用していくためには、地域の自然環境や産業、景観との調和を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、事業を実施することが重要であると考えます。

道といたしましては、これまでも、地域の実情、特性と調和した取り組みが行われるよう、許認可手続、自然環境や社会条件への留意点などを記載した新エネの導入マニュアルを策定し、市町村等への普及を図るとともに、事業者から構想等の説明を受ける際には、関係法令に基づき適切に手続を行うことはもとより、それぞれの地域の状況への配慮、住民、企業に対する十分な情報提供や丁寧な説明を求めているところであり、今後とも、地域の環境、産業などと調和した新エネルギーの導入促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、送配電部門の法的分離についてであります。電力システム改革が進む中、道内では、電力小売の全面自由化を契機に、バイオマスなどの地域資源を活用した電力を需要家に供給する動きが見られており、電力市場における活発な競争を実現する上では、今後とも、公平、平等に送配電ネットワークを利用できることが重要であります。

2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離については、送配電事業者は、発電事業や

小売事業の兼業が原則禁止され、人事や取引等に係る規制も受けることにより、送配電部門の中立性が一層高まることが期待されることから、道といたしましては、引き続き、発電事業者や小売事業者による送配電網の公正な利用の確保が図られるよう注視をしております。

次に、新エネルギーの導入拡大などについてであります。道では、電力会社などエネルギー関連事業者等との議論を踏まえて策定をした省エネ・新エネ促進行動計画に基づき、持続的発展が可能な循環型の社会経済システムをつくり上げるため、本道に豊富に賦存するエネルギー資源を積極的に活用し、新エネルギーの開発、導入などを進めているところであります。

道といたしましては、道民の皆様が電力システム改革の効果を享受できるよう、国に対し、送電インフラの増強など、競争環境の整備に向けた措置や、送電線を有効活用するための新たな制度の早期実現について働きかけるとともに、新エネルギー導入加速化基金を最大限活用しながら、地産地消の取り組みを支援するなど、引き続き、地域や企業との連携のもと、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つになるよう、その導入拡大に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、人材確保に係る関係団体との連携についてであります。人手不足が深刻化している本道において、人材確保対策を効果的に推進するためには、庁内はもとより、関係団体との連携を密にしていくことが重要と認識いたします。

このため、道といたしましては、3月に立ち上げた人材確保対策推進本部を通じ、人材確保対策に向けた関係部局の取り組み方向について情報共有するとともに、U・Iターン、若者の道内就職の促進、業界等の情報や魅力の発信、優良事例の普及による働きやすい環境整備の促進などの事業について、建設業や農林水産業、介護・福祉分野など、人手不足が顕著な業種の関係団体と連携協力をして実施することにより、1人でも多くの人材確保が図られるよう取り組んでまいります。

次に、丘珠空港の利活用についてであります。本年2月に札幌市と道が取りまとめた、丘珠空港の利活用に関する報告書では、運用時間の延長や2次交通の改善、さらには滑走路の延伸など、ソフト、ハードを含めた幅広い利活用策について地域での議論を深めるため、その利活用策の具体的なメリット、デメリットや概算事業費などをケーススタディーとしてお示したところであります。

札幌市においては、今年度、本報告書をもとに、住民説明会や有識者会議を開催し、空港の利活用のあり方について議論を深めていくものと承知しており、道といたしましても、市が進める、市民や有識者などとの議論を踏まえながら、丘珠空港について、引き続き、札幌市との連携のもと、道のビジョンに基づき、道内の各地域の経済、医療、防災を支える航空ネットワークの実現を目指し、さらなる利活用を図ってまいる考えであります。

最後に、道が制定している啓発の日などについてであります。道では、各種施策に関する啓発の日などを制定し、道民の皆様に対して、制定の意義などをわかりやすく伝えるとともに、関連事業への参加を促すといった取り組みを行っているところであります。

現在、各部局において、さまざまな目的に応じた日が定められておりますが、制定や廃止などの経緯を全体として管理するとともに、環境の変化などに対応し、関連する取り組みの見直しなども必要と考えることから、今後、施策推進上の位置づけや取り組み内容などを一元的に取りまとめ、その活用を進めるなど、啓発の日の実効性がより高まるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長倉本博史君。

○経済部長倉本博史君（登壇）新エネルギー導入の加速化に関し、初めに、地域における新エネルギーの導入についてであります。新エネルギー導入を進めていくためには、先行する成功事例など、参考とすべき情報や、導入するシステムといった分野の専門人材が必要と認識をいたしております。

このため、道では、エネルギー関連の知見を有するコーディネーターを道内各地に派遣し、資源に恵まれながら、新エネの導入開始に至っていない市町村にアドバイスを行うなど、事業の掘り起こしを行うとともに、新エネの導入に取り組もうとする市町村等に対し、導入に関する計画の策定や事業の推進に向けて、総合的な助言を行うこととしております。

道といたしましては、これらを通じて、身近に賦存する新エネルギーを効果的に活用する市町村や地域の事業者による取り組みが道内各地で進むよう促してまいりたいと考えております。

次に、新エネルギー導入加速化基金についてであります。道では、新エネルギー導入の加速に向け、エネルギーの地産地消の取り組みの具体化を継続的に進めるため、新エネルギー導入加速化基金を創設し、当面、5年間を集中期間として、60億円の施策を講じるとともに、将来にわたり100億円規模の取り組みを行うこととしており、地域の特性に応じたエネルギーの地産地消の取り組みを全道各地に広げていくとともに、さまざまな施策を活用し、地域や企業の方々とともに、新エネルギーの導入拡大に取り組んでまいります。

次に、発送電分離に伴う道の役割に関し、事業者との連携についてであります。道では、これまで、電力システム改革に係る国の検討状況について情報収集するとともに、地産地消の観点から、自治体を中心となって電力交流を進める、いわゆる地域新電力や新エネルギーの供給を強みとする事業者などに対するヒアリングを実施し、市場参入に係る課題等の把握に努めるとともに、電力自由化の制度の概要、道内企業の参入可能性などについて、セミナーを通じて広く道民や企業の方々に紹介をしてきたところであります。

道といたしましては、道民の皆様が電力システム改革の効果を享受するためには、多くの事業者が参入できる競争環境を確保することが必要と考えており、電力会社、経済団体などを構成員とする北海道地域電力需給連絡会や、北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議において、各機関の取り組みの共有、意見交換を行うなど、関係事業者との連携を図りながら、電力の安定的な供給や、新エネルギーの開発、導入の促進に向けて取り組んできたところであります。

次に、人材確保対策に関し、札幌市との連携についてであります。本道において喫緊の課題となっている人材確保に向けた取り組みを進めていくためには、人や企業が集積する札幌市との連携が重要と認識をいたしております。

このため、都内に設置している道の移住定住推進センターと札幌市のU・Iターン就職センターとが情報を共有し、移住希望者の相談に対応するほか、札幌市の職員とともに、首都圏の大学のキャリアセンターを訪問し、道内企業の情報を提供するなど、道外からのU・Iターンを促進してきたところであります。

また、若年者の道外流出を防ぐため、地域の企業情報などを、札幌市を初めとする都市部の若者に向けて発信することにより、全道の各地域への就職を促進するなどしているところであり、今後とも、札幌市との行政懇談会などを通じて連携を強化しながら、人材確保に向けた取り組みを効果的に展開してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長小野塚修一君。

○総合政策部長小野塚修一君（登壇）国が制定している日などについてでございますが、国においては、国民の祝日とされている日に加え、啓発が必要な課題について国民の関心や理解を深めるため、「北方領土の日」や人権週間のように、特定の日あるいは一定期間を定めているものが多数あると承知しております。

道といたしましても、国が定めた日などと連携した取り組みは、道の施策を効果的に推進する上でも重要と考えており、例えば、「防災の日」に、地域住民等と連携した防災訓練である北海道シェイクアウトを実施し、防災対策の強化を図っておりますほか、男女共同参画週間には、講演会やパネル展を開催し、男女が性別に関係なく活躍できる社会の実現などについて普及啓発を行っているところであり、今後も、各部局において、国が定めた日と連携した普及啓発活動などの取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）道見議員の御質問にお答えいたします。

道が独自に制定している日に関し、まず、教育的な意義についてであります。道などの行政機関が、ふるさとへの誇りや愛情を深めること、自然に親しむこと、家族との団らんを大事にすること、さらには、法や決まりを遵守することなどを推進するため、象徴的な日を制定し、各種イベントの開催や集中的な普及啓発に取り組むことは意義あるものと考えており、こうした啓発の日の趣旨について、子どもたちの理解を深めることが大切であると認識しております。

このため、道教委といたしましては、学校のみならず、社会教育施設において、それぞれの実情を踏まえた教育活動に継続的に取り組むことができるよう、知事部局と連携を図りながら、取り組み状況の把握や必要な支援を行う中で、道が独自に制定している啓発の日の浸透に取り組んでまいり考えでございます。

次に、今後の取り組みについてであります。道教委における啓発の日の取り組みといたしましては、例えば、「北海道みんなの日」に、郷土を理解し愛する心を育むことを目的に、小中学校において、道内各地の先人を題材とした道徳教材等を活用し、地域の歴史、文化等を学ぶ学習や、高校において、地域で活躍する方を講師とした講演会などのほか、「道民家庭の日」には、青少年育成協議会等とも連携し、家庭や地域にも働きかけ、家族の団らんを呼びかけるとともに、テレビゲームなどの使用を控えるノーゲームデーの普及などに取り組んできたところであります。

今後は、こうした取り組みとともに、道教委として、関係部局が作成した資料等を有効に活用し、学習指導要領の内容との関連などを示した参考資料を作成するなどして、啓発の日の制定の経緯や意義などについて、児童生徒の理解が一層深まるよう、速やかに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 道見泰憲君。

○16番道見泰憲君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、再質問をさせていただきます。

風力発電所の建設についての質問となります。

先ほどは、環境影響評価方法書に係る知事意見についてと、各政策が三すくみに陥った際に何を優先することになるのかをお聞きいたしました。

しかし、知事は、環境アセスメント上の手続の流れの説明と、調和できていないものを調和すると答弁するのみにとどまっておりました。

環境アセスメント上の知事意見を出すに当たり、それが賛成や反対をあらわすものでないことは承知しております。

私は、留寿都村の事例においては、方法書までの段階で、事業者と当該自治体が住民意見を取りまとめた内容と、周辺自治体や地域住民、地元商工団体等の意見が乖離しているという事実を聞き及び、ここでお伝えしているのであります。これは、少なくとも調和はしておりません。

ここで言う乖離とは、賛成、反対の双方の意見があるという乖離なのではなく、少なくとも道が承知しておかなければならない事実がほかにもあると言ったほうが正しいのかもしれない。

これを防ぐ手だてとしては、環境影響評価手続とは別に、道として、道の責務を果たすこと、そして、事業者や当該自治体だけではなく、周辺自治体、地域住民、地元商工団体の声に真摯に耳を傾けること、客観的に事実を把握しておくことが必要ではないでしょうか。

しかし、今の知事部局の縦割りでの仕事には限界があって、それぞれが精いっぱい職責を果たしてはいてもカバーし切れない部分が出てしまうことは、これまでもさまざまな議論で指摘されてきたとおりです。

そこで提案です。

関係部局と事業者や市町村等が情報を共有する連絡調整会議の場を設けてはいかがでしょうか。それは、事業の可否を判断する場である必要もなければ、常設である必要もありません。

道の責務を果たすために、関係者へ積極的な関与をするために、調和を図るために、情報、あ

るべき姿、新エネ導入マニュアルの実践状況を、事業者、市町村等とともに検証や共有ができるよう努めなければなりません。

この点においては、丁寧な行政運営が必要であると思うのですが、何も全ての新エネルギー事業で実施する必要もありません。環境アセスメントが必要な規模の場合にのみ行えばいいと思うのであります。

私は、環境政策に観光政策と新エネルギー政策を調和させていくしかないのだと考えております。それは、観光政策と新エネルギー政策に環境政策を調和させることに違和感を持つことから、わかることでもあります。それが、未来の道民に対する、今を生きる私たちの責務であると信じております。

そこで、もう一度、知事にお聞きをいたします。

環境政策と観光政策と新エネルギー政策が三すくみになってしまった場合に何を優先させることになるのでしょうか。調和させるための私からの提案を含め、知事の見解を伺います。

以上で私からの質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）道見議員の再質問にお答えをいたします。

新エネルギーの導入についてであります。本道に豊富に賦存する新エネルギーの効果的な活用に向けては、地域の実情や特性を踏まえ、関係者の理解と協力を得ながら、事業を実施することが重要であります。

道といたしましては、庁内の関係部局から成る連絡会議を開催し、市町村を通じて把握した、道内の各地域における新エネルギー導入に関する情報を共有するとともに、計画の円滑な推進に向けて、地域の関係者へ、環境アセスメントを含めた必要な情報提供やアドバイスを行うほか、事業者に対しては、地域への十分な情報提供はもとより、丁寧な説明を行うよう求めるなど、地域の環境や産業などと調和した新エネルギーの導入が図られるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 道見泰憲君の質問は終了いたしました。

藤川雅司君。

○23番藤川雅司君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず1点目は、エネルギー政策についてであります。

道は、2017年8月に実施いたしました道民意識調査の中で、原発やエネルギーの地産地消について質問をしております。

その結果を見ますと、原発はすぐにやめるべきというのが約17%、将来的にやめるべきというのが約36%、可能な限り減らすべきというのが約31%と、原発に依存しない北海道を83.2%の道民が求めていることがわかりました。

また、エネルギーの地産地消についても、加速して進めると時間をかけて進める、これを合わせますと実に約80%の道民が賛成をしております。

さらに、札幌市においても、2016年7月に同様の市民意識調査を行っており、同じような調査結果となっております。

現在、泊原子力発電所が停止しており、道内における電力供給の約75%を火力発電に頼っているという状況であります。

御存じのとおり、火力発電は、原油価格の高騰や二酸化炭素の排出等の課題を抱えており、早急に、自然エネルギー、新エネルギーの活用を図っていく必要があります。

一方で、道内の現状を見ますと、バイオマスは道の目標を下回っていますけれども、太陽光発電では目標を達成しているわけであります。

知事は、4期目の当選後も、また、今の道見議員の質問にも、北海道は自然エネルギーの宝庫であるとの認識を示し、その積極的な活用を図ると述べられております。道見議員の具体的な質問に対しても、それぞれ取り組んでいるという答弁などがありましたが、私には、スピード感に欠けるとしか思えません。

目標を変更して、自然エネルギー、新エネルギーの活用をもっと加速していく必要があると思いますが、いかがか、お伺いをいたします。

次に、赤れんが庁舎のリニューアルについてお伺いをいたします。

道では、本年2月に赤れんが庁舎リニューアル基本指針（素案）を取りまとめ、改修後のリニューアルオープンに向けた具体的な活用方策について、本年度をめどに最終案を取りまとめることとあります。

この赤れんが庁舎リニューアルにかかわって、樺太関係資料館について伺ってまいります。

現在、赤れんが庁舎は、北海道を代表する歴史的建造物として、国内外から多くの観光客が訪れる、道内で有数の観光スポットとなっております。先日の休日に私も訪れましたが、多くの観光客が、樺太関係資料館も含めて訪れておりました。

リニューアル後におきましても、こうした多くの観光客の方々に楽しんでいただける、より満足度の高い施設となるよう、大いに期待をしているところであります。

また、こうした観光客の方々に対して、本道の歴史や文化、自然景観など、北海道の魅力を発信していくことも大切ですが、これに加えて、北海道の将来を担う次の世代の若者たちにしっかりと引き継いでいくことも非常に重要なことと考えております。

とりわけ、道民の方々を初め、関係者の御意見などを踏まえ、展示内容についてさらに充実を図っていくことが必要であると考えます。

基本指針（素案）によりますと、2階の「歴史と文化のフロア」において、樺太の歴史的な経緯、北方領土等の諸課題を取り上げる計画となっております。

樺太関係の資料展示は、樺太からの引揚者を中心に組織する一般社団法人全国樺太連盟の会員の要望を受け、2004年——平成16年から、道の協力をいただき、赤れんが庁舎で展示していた

だいているところです。これにつきましては、樺太連盟の会員の皆さんは大変感謝をしております。

樺太の歴史は北海道の歴史とも言われております。歴史的な経緯を紹介したいと思います。

1868年——明治元年に、時の政府は、蝦夷地——北海道本島、樺太、千島の経営のため、函館府を開庁しました。翌年、蝦夷地を、北海道、樺太と改称しました。それから150年がたつわけであります。そして、開拓使を開設いたしました。

1870年——明治3年、樺太開拓使を設置し、北海道開拓使から業務を独立させましたが、翌年、再び合併し、樺太支庁を置きました。

1875年——明治8年の樺太千島交換条約の締結までの5年間、樺太は、開拓使樺太支庁として、北海道行政の一翼を担ってまいりました。

その後、1905年——明治35年のポーツマス条約で、樺太の南半分の南樺太が日本領に回復した後、1943年——昭和18年の樺太内地行政一元化法の成立に伴い、北海地方（北海道・樺太）行政協議会がスタートをいたしました。

そして、1945年——昭和20年の終戦前後において、北海道は、緊急疎開をする人や引き揚げる樺太島民の受け入れを行い、大半が北海道に避難をすることができました。私の母もその一人であります。

道は、樺太連盟から8000点以上の資料の寄附を受け、約800点を道庁赤れんが庁舎で展示していただいております。樺太に関する多くの資料が残っており、これらを展示し、多くの方々に樺太の歴史を知っていただくことは大変意義の深いものと考えます。

また、本日、時を同じくして、若者を対象とした、樺太の40年の歴史を考える高校生シンポジウムが、樺太連盟の主催で、道及び道教育委員会の後援もいただき、開催をされております。札幌市、札幌近郊の高等学校の3校に呼びかけて、50名以上の高校生の参加を得ていると聞いております。若い次世代へ歴史を語り継ぐ活動もしているところでもあります。

そこで質問になりますが、本道の歴史や文化の普及に関しては、現在でも、関係団体に御協力をいただきながら、赤れんが庁舎での展示を通じて取り組んでいるところであり、先般、一般社団法人全国樺太連盟から要望が出されていることは承知をしておりますが、リニューアルに当たっては、道民の方々を初め、関係者の意見などを踏まえ、展示スペースの確保や展示内容のさらなる充実を図っていく必要があると考えますが、所見をお伺いいたします。

次に、消費者教育などについてお伺いをいたします。

成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が6月13日に参議院で可決され、2022年4月から施行されることになりました。

成年年齢は、1876年——明治9年に発布された太政官布告で20歳と定められて、実に146年間維持されてきたことになるのですが、民法の成年年齢は多くの法律の基準となっており、経済など、さまざまな分野へ影響が及んできます。

発端は、御存じのとおり、憲法改正の手續を定めた国民投票法が2007年に成立し、国民投票の

年齢を原則18歳以上とし、附則で、選挙権年齢を定める公職選挙法、成年年齢の民法について検討を加えるとしたことによります。その結果、公職選挙法が2015年に改正され、18歳から選挙権を有することになりました。そして、今般の民法改正により、成年年齢が18歳となりました。

こうした経過はありますが、私は、少々拙速な感じがするところであり、しかし、現実はまだ4年先に迫っております。

多くの人は、高校3年生で成人を迎えることになり、成年になります。施行は4年後であり、現在の中学2年生が最初の18歳成年となります。

改正民法により、親権者の同意がなく結んだ契約を親権者が取り消すことができる年齢が20歳未満から18歳未満となります。18歳、19歳においても、親権者の同意がなくローンやクレジットカードの契約ができることとなりますが、このカードローンなどは借入れの上限がついていないなど、大きな課題があります。

若者の消費者被害が懸念されますが、これを防止するため、中学生、高校生を対象とした消費者教育が重要であり、その充実を今から図っていく必要があると考えますが、どのように取り組んでいくのか、知事及び教育長に伺います。

また、消費者行政についても、さらなる拡充が必要と考えられます。

そういう中、消費者行政に対する国の交付金が大幅に削減されているとのことであります。この件については、交付金の削減により、消費者行政の後退が懸念されることから、予算の確保に関する要請が札幌弁護士会から道議会の各会派に来ております。

この間の交付金の経過を見ますと、平成27年度及び28年度は50億円、29年度は42億円の予算でしたが、30年度においては24億円にとどまっています。交付金額の減額は、自主財源に乏しい地方の小規模な地方自治体ほど、その影響が甚大であります。消費者行政の体制の後退が懸念される所であり、懸念される所であります。

また、消費者庁の推計によれば、潜在的な被害を含む消費者被害、トラブルの合計金額の推計額は、2015年——平成27年では約6.1兆円、つまり、国家予算の約98兆円の約6%に上る被害が、毎年、地域社会の中で発生しているとのことであります。

このような状況の中で、交付金が減額されるということは、民法の改正の動きにも逆行すると考えますが、今後の道の対応について、知事にお伺いをいたします。

次に、主権者教育について伺います。

選挙権については、先ほど述べましたように、2015年の公職選挙法の改正により、既に18歳に引き下げられております。そして、この間、2回の国政選挙を経験いたしましたが、特に、18歳、19歳の投票率は低い状況にあります。

昨年の第48回衆議院議員選挙においては、全体的な投票率が低かったわけであり、しかも、北海道の全体では60.3%、全国では53.6%で、18歳と19歳の合計では、本道が45.97%、全国では40.49%と、本道は全国平均を上回っております。そして、本道では18歳が54.22%、全国では18歳が47.87%で、北海道の19歳では37.93%、全国の19歳では33.25%であります。非常に

低い数字だと言わなければなりません。

北海道は、18歳、19歳で全国より投票率が高くなっておりまして、また、一昨年の参議院議員選挙よりは投票率が高くなっています。道教委などの努力の結果とも言えますが、まだまだ低い状況にあると言わざるを得ません。

国政選挙は、争点がわかりづらい面もあり、関心が高まらず、投票率の向上につながっていないということも考えられます。

また、来年には統一自治体選挙があります。道内においても、ほとんどの自治体で首長と議員の選挙があります。

身近な課題について日常から関心を持ち、政治に参加することが重要であります。自治体選挙は、そのいい機会だと思います。

高校生の主権者教育はもとより、私は、かねてから、中学生からの主権者教育が必要と主張してきましたが、国の動きも含めて、中学生からの主権者教育についてどう取り組んでいくのか、教育長にお伺いをいたします。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）藤川議員の御質問にお答えをいたします。

新エネルギーについてであります。本道は、各地域で、豊富で多様な新エネルギー資源に恵まれており、身近で自立的に確保できるさまざまな資源を活用し、その活用を加速化していくことは重要なことと認識しております。

また、エネルギーは、暮らしと経済の基盤であり、社会経済の変化への柔軟な対応が図られるよう、多様な構成とすることが必要であります。

私といたしましては、全国的にも高いポテンシャルを有する風力やバイオマスなどが、地域の状況に応じて一層活用されることで、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう、新エネルギー導入加速化基金を活用するなどして、取り組みを促進してまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇）赤れんが庁舎のリニューアルについてであります。本年2月に策定いたしました道の基本指針（素案）におきましては、赤れんが庁舎の2階を「歴史と文化のフロア」と位置づけまして、本道の歴史や文化、四季折々のすぐれた自然景観など、北海道ならではの魅力につきまして、各種展示を通じて積極的に情報発信することとしております。

リニューアル後の展示に当たりましては、北海道150年を契機として、多面的な観点から改めて北海道を見詰め直し、その価値や魅力を再発見する機会を来庁者の方々に提供いたしますとともに、樺太の繁栄から引き揚げまでの経緯でありますとか、北方領土問題など、北海道の歴史や先人の苦労について、次の世代にしっかりと受け継いでいけるよう、道民の皆様を初め、各方面

の方々の御意見を踏まえながら、魅力ある展示内容となるよう、引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長渡辺明彦君。

○環境生活部長渡辺明彦君（登壇）消費者教育などについてであります。道におきましては、これまで、若年者の消費者被害の防止に向け、学校などにおける消費者教育の推進に努めてきたところでありますが、このたびの民法改正による成年年齢の引き下げに伴い、若年者を対象とした被害の拡大が懸念されているところでございます。

このため、今後、消費者被害の具体例や、法改正に伴う消費者への影響をわかりやすく伝えるための啓発資材を作成し、教育委員会、消費者団体などとの連携のもと、中・高生を対象とした学校訪問講座や、教員の方々を対象としたセミナーを実施するなど、消費者教育の充実に努めてまいります。

また、地方における消費者行政の計画的、安定的な取り組みを支援する地方消費者行政推進交付金につきましては、全国知事会とも連携し、国に対して財政支援の拡充を要望するなど、引き続き、必要な予算額の確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）藤川議員の御質問にお答えいたします。

まず、消費者教育の充実についてであります。このたびの民法改正で成年年齢が引き下げられたことにより、2022年4月以降、18歳から、契約の主体となり、保護者による契約取り消しの対象とされなくなり、消費者被害の防止に向け、高校在学中から、消費者としての自覚を持ち、主体的に判断し、適切に行動できる能力を身につけさせることが重要であります。

道教委としては、本年3月に国が決定した、若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムを踏まえまして、中学校や高校が、学習指導要領に基づき、社会科、家庭科を中心に、各教科などにおいて、売買契約の仕組みやカード破産などの多重債務問題等について確実に指導するよう促すとともに、担当する教員の指導力の向上を図るため、消費者協会等との連携による、消費生活相談員や弁護士等を講師とした研修を実施するなどして、消費者教育の一層の充実に努めてまいります。

次に、主権者教育についてであります。昨年10月の衆議院議員総選挙における18歳と19歳とを合計した本道の投票率は、全国平均を若干上回ったものの、北海道全体の投票率を下回っている状況にあり、生徒が、政治参加の重要性や選挙の意義について理解を深め、有権者として、みずからの判断で権利を行使できるよう、指導の充実に一層努めることが必要と考えております。

このため、道教委としては、中学校の段階から、国家、社会の形成に主体的に参画しようとする力など、主権者として必要な資質、能力を育成する指導の充実に努めるとともに、高校において、国が作成した副教材を活用し、生徒が政治参加の重要性や選挙の意義などについて理解を深

められるよう、指導してきたところであります。

本年度は、新たに、主権者としての意識を高めることができるよう、高校生が、自治体や企業など地域の方々と協働して、主体的に地域課題の解決に取り組む事業を実施することとしており、こうした社会参画の取り組みを通して、主権者教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 藤川雅司君。

○23番藤川雅司君（登壇・拍手）（発言する者あり）再質問と指摘をいたします。

エネルギー政策についてであります。知事の残る任期は10カ月です。その10カ月で、新エネルギーを具体的にどうふやし、どの程度にしていくのかが見えてきません。

2017年度の数字では、北電の発電電力量の約75%が火力、約23%が再生可能エネルギー、新エネルギーとなっておりますが、原発がとまっている今こそ、大きくふやすべきであります。

道民は、新エネに移行することを望んでいるのですから、その期待に応えるのが知事の役割であります。道民意識調査は何のためにやったのでしょうか。

新エネルギー拡大に向けたそれぞれの政策については、モデル事業など地道な取り組みは評価をいたしますが、もっともっとスピード感が必要であると思います。

この場合、知事のリーダーシップが必要であり、目標の上方修正など、道民へ具体的なアピールをすべきと考えますが、いかがか、お伺いをいたします。

次に、赤れんが庁舎リニューアルについて指摘をいたします。

赤れんが庁舎リニューアル基本指針（素案）を見ますと、赤れんが庁舎の利活用のコンセプトの中に、「民間事業者がそのノウハウを発揮し、（中略）自立性の高い施設運営が可能となるような手法の導入」とあります。

そして、管理運営体制の中で、「利用者の満足度の向上や利用料金等での収益の獲得による自立性の高い施設運営」を求めています。

民間の活用を否定するものではありませんが、収益性を求めると、ともすれば、歴史的、文化的な資料の展示などは収益性が低いと見られがちであります。歴史的、文化的な資料の展示は、収益性にかかわりなく、しっかりと取り組んでいくべき施策であります。この点にも十分留意して、今後検討されるべきことを指摘しておきます。

次に、民法の改正による18歳成年との関連で、消費者教育や主権者教育について伺ってまいりました。

さきにも述べましたが、民法は多くの法律の基礎となるものでありまして、その改正は多くの分野に影響があります。

146年間続いてきた20歳成年ということの重みは相当のものがあります。日本の社会はすぐに対応できるのでしょうか。

今後、18歳から成年となり、大人として社会に参画していくこととなります。そのための基礎知識の習得は重要であります。大人としての自覚と、選挙を初め、社会活動への参加が求められ

るわけでありませう。

また、今後、いろいろなケースが想定をされます。高校生の18歳同士が結婚し、妊娠、出産をするということも理論上は出てくるわけでありませうし、少年法の改正など、さまざまな場面で、18歳成年ということが我々の社会生活に大きな影響を与えてくるのではないかと考えております。

現在の我々大人も、18歳成年ということ意識して子どもたちと接していくことが重要になると考えませうが、ここでは、行政や教育委員会がそのことを十分認識して、それぞれの施策に取り組ませうよう指摘して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）藤川議員の再質問にお答えをいたします。

新エネルギーについてでありますませうが、私といたしましては、本道が有するポテンシャルを最大限に發揮し、新エネルギーの導入拡大を図っていくことが重要と考えるものであり、新エネルギー導入加速化基金による先駆的なモデル事業などを通じ、道内各地に豊富に賦存する多様な資源の活用を促進するなど、本道において、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組んでまいる考えであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 藤川雅司君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

6月27日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時18分散会